(別紙)第1期ケアラー支援計画に関連する取組の実施状況

通し			第1	期ケブ	プラー	を援計画上の記載				令和5年度の取組実績	事業評価	証据の理由	C評価の場合
N 0		基本目標	No. 取組の方向性 取組	No. 計画	頁 再撂	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援 担	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	評価の理由	対応・改善策
	1 1	ケアラーを支え るための広報啓 発の推進	1 ケアラーに関す る啓発活動	1	51	ケアラーに関する理解を促進するため、啓発事業を推 進します。	富祉部	地域包括ケア課	ケアラー総合支援事業	・啓発リーフレット等を作成し、随時配布した。	A	計画の指標である「ケア ラー・ヤングケアラーの認 知度70%」を達成したた め。	
	2 1	ケアラーを支え るための広報啓 発の推進	1 ケアラーに関す る啓発活動	1	51	ケアラーに関する理解を促進するため、啓発事業を推 進します。	富祉部	地域包括が	地域でまるごとヤングケア ラー支援体制整備事業	・ヤングケアラー支援のためのハンドブックを小学4年生、中学1年生、高校1年生に約20万部配布した。	A	計画の指標である「ケア ラー・ヤングケアラーの認 知度70%」を達成したた め。	
	3 1	ケアラーを支え るための広報啓 発の推進	1 ケアラーに関する啓発活動	2	51	ケアラー支援に関する集中的な広報啓発期間の創設 など、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援 団体が連携した啓発活動を実施します。	富祉部	地域包括ケア課	ケアラー総合支援事業	・11月を「ケアラー月間」と定め、集中的な広報啓発を実施した。 ・ビジネスケアラーに関するトークイベントを開催し、テレビ放映及びYouTubeでの見逃し配信を実施した(視聴回数:976回)。 ・県内市町村と連携し、パネル展を開催(22市町村) ・メッセージ動画を市町村や企業、団体のサイネージで放映 ・民間企業や企業と協力したイベントを開催	A	計画の指標である「ケア ラー・ヤングケアラーの認 知度70%」を達成したた め。	
	4 1	ケアラーを支え るための広報啓 発の推進	1 ケアラーに関す る啓発活動	3	51	認知症の人、その家族及び認知症介護に携わる介護 者等に対して、知識の普及・啓発・研修を実施します。	富祉部	地域包括ケア課	認知症ケア技術向上事業	・在宅で認知症の人の介護をしている人向けの研修を全2回実施し、またウェブで配信し、ケアの質向上や介護者の精神面・身体面の負担の軽減を図った。	В	取組実績が概ね予定どお りだったため。	
	5 1	ケアラーを支え るための広報啓 発の推進	1 ケアラーに関する啓発活動	4	51	介護支援専門員など専門職等の研修を通じて、ケア ラーへの支援に関する理解促進を図ります。	富祉部	高齢者福祉課	介護支援専門員支援養 成研修事業費	・介護支援専門員等に対し、介護の専門的知識・技術を習得する研修を全9回実施 し、介護サービスの質の向上を図った。(修了者数:1,814名)	В	介護支援専門員への研修実施を通じて、ケアラーへの支援に関する理解促進を図ることができたため。	

通しい			第1期	ケア	ラー支	援計画上の記載				令和5年度の取組実績	事業評価	証価の理由	C評価の場合
0	基本目標	No. 取組の方向性	取組No.	計画頁	再掲頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	評価の理由	対応・改善策
6	ケアラーを支え 1 るための広報啓 発の推進	・ 1 ケアラーに関す る啓発活動	. 5	5	69	児童生徒及び学校関係者等のヤングケアラーに関する 理解を促進するため、元ヤングケアラーや専門家等を 講師とする出張授業を実施します。	教育局		学校におけるヤングケア ラー支援事業	・元ヤングケアラー及びケアラーに関する有識者の講演会と福祉部及び教育局の職員による説明会をセットで行うヤングケアラーサポートクラスを全16回(市町村)実施し、ヤングケアラーの概念を広めるとともに、教育と福祉が円滑に連携できる環境の整備を図った。 ・指導資料(R4作成)等を活用したヤングケアラーに関する授業と、学校の実情に応じたヤングケアラー支援策をセットにした学校独自のヤングケアラーサポートクラス(自走式ヤングケアラーサポートクラス)を、県立高校21校22課程で実施した。	C	・県立高校を対象にした 自走式ヤングケアラーサ ポートクラスが予定の校 数に達しなかったため。	・未実施の学校が取り組みやすいように優良な実践例を共有するとともに、校長会を通じて実施を促していく。
7	ケアラーを支え 1 るための広報啓 発の推進	・ 1 ケアラーに関す る啓発活動	. (1)	5		認知症本人大使として県の「希望大使」を設置し、活動していただくことにより、認知症や本人及びケアラーへ その理解を深めます。	福祉部	地域包括ケア課	共生のための「チームオ レンジ」構築支援事業	・認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう、県が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力をしていただいた。認知症本人大使として県の「希望大使」の再任命を行った(2名) ・大使が県内各地で開催される認知症サポーター養成講座等で講話などの普及啓発活動を行った。(認知症サポーター養成講座を始めとして講座・イベント等への参加、雑誌取材)	В	取組実績が概ね予定どお りだったため。	
8	ケアラーを支え 1 るための広報啓 発の推進	ケアラーに関する啓発活動	. (2)	5		認知症サポーターやキャラバン・メイト養成を推進するとともに、小学校・中学校・高校などにおける養成講座 そさらに拡大します。	福祉部	地域包括 ケア課	認知症の人にやさしい地 域づくり推進事業	 ・認知症を正しく理解し地域で見守る応援者である認知症サポーターを養成した。 (認知症サポーター数: 633,837人(令和6年3月31日時点)) ・キャラバン・メイト養成研修を実施し、173人を養成した。 	В	取組実績が概ね予定どおりだったため。	
9	ケアラーを支え 1 るための広報啓 発の推進	・ 1 ケアラーに関す る啓発活動	. (3)	5	64	「埼玉県共助の総合ポータルサイト」、フェイスブックに りより、共助の取組を発信します。	県民生活 部	共助社会 づくり課	NPO活動普及·促進事業 費	・NPO等へ情報収集や発信のシステムを提供することにより、共助の取組を促進した。	В	NPO等へポータルサイト とフェイスブックにより共 助に関する情報発信や県 からのお知らせを発信し たため。	
10	ケアラーを支え 1 るための広報啓 発の推進	・ 1 ケアラーに関す る啓発活動	. (4)	5		障害者の特性に応じた、専門性の高い知識と技術の習得を目的とする研修を実施し、障害者への質の高い ギサービスの提供を行える人材を確保します。	福祉部	障害者支 援課	障害者ケアマネジメント体 制整備推進事業費	・障害者やその家族等のケアマネジメントを担う相談支援事業者を養成するための研修を実施した。 相談支援従事者初任者研修 修了者数 286人 相談支援従事者現任研修修了者数 134人 主任相談支援専門員研修修了者数 34人	A	市町村等への働きかけの 結果、令和3年度から定 員枠の拡大が図れたた め。	

通しい				第1期	ケア	一支	援計画上の記載				令和5年度の取組実績	事業評価	評価の理由	C評価の場合
0	基本目標	No.	取組の方向性	取組No.	計画頁	再掲頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	計画の理由	対応・改善策
11	ケアラーを支え 1 るための広報啓 発の推進	: 1	ケアラーに関す る啓発活動	(5)	52		障害や障害者等に関する正しい知識の普及に努め、ケアを受ける人やケアラーに対する誤解や偏見、無理解を解消し、一層の理解を推進します。	富祉部	障害者福 祉推進課	共生社会づくり推進事業	・県民等へ障害及び障害者に対する正しい理解を普及や共生社会の実現をするための各種啓発を行った。 ・啓発リーフレットの配布 4,114部 ・心のバリアフリーハンドブックの配布 869部 ・「埼玉県共生社会づくり推進週間」PR懸垂幕の掲出(令和5年12月3~9日) ・事業者説明会 3回 ・市町村職員向け説明 1回 ・警察官向け研修 対面4回+動画配信	В	県民等に対するリーフレット等の配布や事業者向け 説明会等をを継続的に実 施することで、共生社会 実現に向けた意識向上が 図られたため。	
12	ケアラーを支え 2 1 るための広報啓 発の推進	r 4	ケアラーに関す る啓発活動	(6)	52		障害児(者)やその家族からの相談対応や啓発などを 行う団体の活動を通じて県民の理解を深め、ノーマライ ゼーションの理念の浸透を促進します。	冨祉部	障害者福 祉推進課	障害者基本法等施行事 務費	・県民等へ障害及び障害者に対する正しい理解を普及や共生社会の実現をするため、障害者差別解消相談を全58回実施した。	В	障害児(者)からの相談を 適切に受け付けており、 障害者差別解消の一助に なっているため。	
13	ケアラーを支え 1 るための広報啓 発の推進	1	ケアラーに関する啓発活動	(7)	52		児童生徒や保護者をはじめとする県民の豊かな人権感 覚を育むため、人権を尊重した教育を推進します。	教育局	人権教育課	八惟您見自以事未	・人権感覚育成指導者研修会を開催し、県内各公立学校に、人権感覚育成プログラムを効果的に活用できる人材を育成、各学校で実践することにより、児童生徒及び教員の人権感覚を育成した。(オンデマンド配信:8月4日(金)~9月8日(金)2,782人が受講)		予定より多くの教員が研 修を受講したため。	
14	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	0 4	相談支援体制の整備	6	53	72	ケアラーからの相談などに対応するため、重層的な支援体制(包括的な相談支援体制)の整備に取り組む市町村に対し、地域包括ケア総合支援チームによる支援やアドバイザーの派遣などを行います。	富祉部		地域包括ケア総合支援 チーム派遣事業	・地域包括ケアシステムの構築の加速化のため、支援ロードマップに基づき、全市町村を訪問し市町村の状況に合わせたきめ細やかな支援を実施した。	В	全市町村を訪問し、市町村の状況に応じた支援を行ったため。	
15	行政におけるケ 5 2 アラー支援体制 の構築	0 1	相談支援体制の整備	6	53	70	ケアラーからの相談などに対応するため、重層的な支援体制(包括的な相談支援体制)の整備に取り組む市町村に対し、地域包括ケア総合支援チームによる支援やアドバイザーの派遣などを行います。	富祉部	地域包括ケア課	市町村総合相談支援体 制構築事業費	・総合相談支援体制を構築しようとする市町村及び課題を抱える市町村に対しアドバイザーを7市町に9回派遣した。	В	実施主体である市町村の ニーズに対し、予定どおり 支援したため。	

通しい				第1期	ケア	ラー支	援計画上の記載				令和5年度の取組実績	事業評価	評価の理由	C評価の場合
0	基本目標	No.	取組の方向性	取組No.	計画頁	再掲頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援 :	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	計画の理由	対応・改善策
16	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	- 2-	相談支援体制 の整備	7	53	3 72	市町村における相談支援体制(重層的支援体制整備事業)に関する先進事例の情報を提供します。	富祉部	地域包括ケア課	市町村総合相談支援体 制構築事業費	・市町村の総合相談支援体制を担う人材の育成及び市町村間の情報交換会を全2 回実施した(参加者数:385名)。	В	実施主体である市町村の ニーズに対し、予定どおり 支援したため。	
17	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	- J 2-	相談支援体制 の整備	(8)	53	72	地域包括支援センター及び在宅医療連携拠点を広域 的に支援するとともに、地域における認知症の方への 対応力を強化していく観点から在宅医療・介護連携推 進事業を実施する市町村を支援します。	富祉部	地域包括 ケア課	地域包括ケアシステム構 築促進事業	・在宅医療・介護連携推進事業研修を全1回実施した(参加者数48名)。	В	実施主体である市町村の ニーズに対し、予定どおり 支援したため。	
18	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	- - 2-	相談支援体制 の整備	(8)	53	'l '2	地域包括支援センター及び在宅医療連携拠点を広域 的に支援するとともに、地域における認知症の方への 対応力を強化していく観点から在宅医療・介護連携推 進事業を実施する市町村を支援します。	 呆健医療 部	达尔奎州	地域包括ケア推進のため の在宅医療提供体制充 実支援事業	・在宅医療連携拠点の機能強化研修を全2回実施した。	A	講義による座学研修とグループワーク研修の併用により、在宅医療連携拠点の機能強化に資する研修としたため。	
19	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	- - J 2-	相談支援体制 の整備	(9)	53		障害者とその家族に対する相談支援の充実を図るため、福祉事務所、児童相談所、保健所、更生相談所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター及び高次脳機能障害者支援センターなどの専門機関としての機能の充実を図り、各種相談事業を推進します。			光连阵古総古又抜てノ	・発達障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けられるよう、適切な支援ができる人材を育成した。(1,332人) ・発達障害総合支援センターの専門職が、市町村等の地域の支援機関に対し、子どもの支援方法等について助言・指導を行うとともに、県民からの相談等に適切に対応した。(地域支援:253件、相談支援:839件)	Α	18歳以下の発達障害児と その家族等の相談に適切 に対応するとともに、地域 を支える人材を目標以上 に育成できたため。	
20	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	- J 2-	相談支援体制 の整備	(9)	53	72	障害者とその家族に対する相談支援の充実を図るため、福祉事務所、児童相談所、保健所、更生相談所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター及び 福京次脳機能障害者支援センターなどの専門機関としての機能の充実を図り、各種相談事業を推進します。	富祉部	障害者福祉推進課	先连阵告有又接体问题 備事業費	・発達障害者支援センター(まほろば)において、19歳以上の発達障害者やその家族等から相談を受けたほか、関係機関に対する研修などの人材育成や助言・指導を行った。(相談支援:2,756件)・地域における発達障害児・者の支援体制の整備などについて検討を図るため、発達障害者支援地域協議会を開催した。(2回)	В	19歳以上の発達障害者 やその家族等の相談に適 切に対応するとともに、地 域協議会開催を予定通り 開催したため。	

通 し N				第1期	ケア	ラー支	援計画上の記載				令和5年度の取組実績	事業評価	評価の理由	C評価の場合
0	基本目標	No	取組の方向性	取組No.	計画頁	再掲頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援 :	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	計画の理由	対応・改善策
21	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	- IJ 2-	1 相談支援体制 の整備	(9)	53	3 72	障害者とその家族に対する相談支援の充実を図るため、福祉事務所、児童相談所、保健所、更生相談所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター及び福高次脳機能障害者支援センターなどの専門機関としての機能の充実を図り、各種相談事業を推進します。	畐祉部	障害者福祉推進課	高次脳機能障害者支援 強化事業	・高次脳機能障害者支援センターの運営 相談受付4,722件(委託医療機関窓口である2病院での相談件数を含む) 支援コーディネーター派遣43件	A	高次脳機能障害者とその 家族に対する相談支援の 充実や、オンラインを活用 した関係職員に対する研 修を実施したため。	
22	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	- 3 2-	1 相談支援体制の整備	(9)	53		障害者とその家族に対する相談支援の充実を図るため、福祉事務所、児童相談所、保健所、更生相談所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター及び福高次脳機能障害者支援センターなどの専門機関としての機能の充実を図り、各種相談事業を推進します。	畐祉部	障害者福 祉推進課	有仲体健価位でノダー連 労患	保健所や市町村等の地域保健福祉担当職員に対する心の健康づくりに関する研修 等を開催した。開催回数:13回 精神保健福祉相談:3,430件、埼玉県こころの電話:5,534件	В	心の健康に関する相談に 随時対応すると共に、地 域の支援者を対象とする 研修会等を開催し、相談 支援体制の充実を図った ため。	
23	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	-	1 相談支援体制の整備	(9)	50	3 72	障害者とその家族に対する相談支援の充実を図るため、福祉事務所、児童相談所、保健所、更生相談所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター及び高次脳機能障害者支援センターなどの専門機関としての機能の充実を図り、各種相談事業を推進します。			リハビリテーションセン ター更生相談所費	・市町村からの判定依頼に基づき、所内、巡回、訪問、書類等により、身体障害者の 補装具や自立支援医療等の相談・処方・判定を行った。 ・身体障害者更生相談実績:3,370件 知的障害者更生相談実績:2,244件	A	相談実績等が予定を上回ったため。	
24	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	-		(9)	5:		障害者とその家族に対する相談支援の充実を図るため、福祉事務所、児童相談所、保健所、更生相談所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター及び福高次脳機能障害者支援センターなどの専門機関としての機能の充実を図り、各種相談事業を推進します。	畐祉部	障害者福 祉推進課	地域精神保健事業費	精神障害者の社会復帰の促進を図るため、各保健所において精神障害者の交流 や家族、精神保健福祉に関わる機関の職員等が研修会などに参加する機会を提供 した。 7保健所で実施	В	措置入院業務の増加等により、保健所業務が多忙となり、一部中止した保健所があったが、その他の保健所では適正に実施されたため。	
25	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	- IJ 2-	1 相談支援体制 の整備	(9)	5:	3 72	障害者とその家族に対する相談支援の充実を図るため、福祉事務所、児童相談所、保健所、更生相談所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター及び高次脳機能障害者支援センターなどの専門機関としての機能の充実を図り、各種相談事業を推進します。	呆健医療	疾病対策課	地域精神保健対策費	保健所等専門機関の充実を図り、各種相談事業等を推進した。 相談件数29,900件(面接3,988件、電話25,276件、所外相談636件) 訪問指導件数3,671件	A	R4年度からR5年度にかけて、相談件数が増加したため。	

通しい				第1期	ケア	ラー支	援計画上の記載				令和5年度の取組実績	事業評価	評価の理由	C評価の場合
0	基本目標	No	. 取組の方向性	取組No.	計画頁	再掲頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	計画の理由	対応•改善策
26	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	- IJ 2-	1 相談支援体制 の整備	(9)	53	3 72	障害者とその家族に対する相談支援の充実を図るため、福祉事務所、児童相談所、保健所、更生相談所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター及び高次脳機能障害者支援センターなどの専門機関としての機能の充実を図り、各種相談事業を推進します。	冨祉部	こども安 全課		市町村が児童福祉施設・里親等と連携して実施する短期入所生活援助(ショートステイ)事業及び夜間養護等(トワイライトステイ)事業に対して費用の一部を補助した。(20市町)	В	ショートスティ事業に加え て、トワイライトステイ事業 を拡充する市町村が増 え、また里親連携につい ても申請が増加している ため。	
27	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	- IJ 2-	1 相談支援体制の整備	(10)	50	3 72	圏域ごとに保健、医療、福祉の関係者による協議の場 を設置することによって、精神科医療機関、地域援助事 業者、市町村などが情報を共有し、重層的な連携によ る支援体制を構築します。	冨祉部	障害者福 祉推進課	精神障害に対応した地域 包括ケアシステム構築事 業費	・精神障害に対応した地域包括ケアシステム構築推進に係る協議の場について、全 13圏域で実施。人材育成研修も全13保健所で実施。	A	令和5年度末時点で、協 議の場が全13保健所で 設置された。市町村にお ける協議の場も62市町 村で設置され、支援体制 の構築が推進されている ため。	
28	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	- - IJ 2-	1 相談支援体制 の整備	(11)	54	72	市町村の障害者相談支援事業の実施を支援し、様々な福祉サービスの利用や自立のための相談体制を充実するため、市町村相談支援体制の中核的役割を担う協議会(市町村が設置する障害者総合支援法上の「協議会」。)への専門部会の設置や基幹相談支援センターの設置など、障害者とその家族のニーズにきめ細やかに対応できるような体制づくりを支援します。	畐祉部	障害者支 援課	ケアラー支援事業費 ホームヘルプサービス事	市町村の課題やニーズを把握のうえ、専門職のアドバイザーを派遣して地域生活支援拠点などの立ち上げ支援等を行った。 派遣か所数 41箇所	A	市町村への働きかけの結果、利用実績が令和3年度から増加したため。	
29	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	- IJ 2-	1 相談支援体制の整備	(12)	54	1 72	地域生活支援拠点を市町村又は各圏域に少なくとも一 つ整備するよう各市町村と連携して取り組みます。	富祉部	障害者支 援課	地域で暮らす障害児者・ケアラー支援事業費 ホームヘルプサービス事 業費	市町村の課題やニーズを把握のうえ、専門職のアドバイザーを派遣して地域生活支援拠点などの立ち上げ支援等を行った。 派遣か所数 41箇所	A	市町村への働きかけの結果、利用実績が令和3年度から増加したため。	
30	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	- IJ 2-	2 多様なケアラー への支援	. 8	55	5 72	ショートステイやデイサービスの活用など、一時的に休息しリフレッシュできる環境を整備し、必要な時に利用できるようサービスの充実とケアラーへの周知に市町村と連携して取り組みます。			特別養護老人ホーム等整備事業	特別養護老人ホーム及び併設ショートステイ等の整備費を補助するとともに、施設 の開設状況について、ホームページで周知した。	В	特別養護老人ホームの必要入所(利用)定員総数における令和5年度末40,746床に対して、455施設39,567床(97.1%)が整備されるとともに、着実な周知を実施したため。	

通しい				第1期	ケア	ラ一支	援計画上の記載				令和5年度の取組実績	事業評価	評価の理由	C評価の場合
0	基本目標	No	取組の方向性	取組No.	計画頁	再揭頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	計劃の埋田	対応•改善策
31	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	ァ 削 2-	-2 多様なケアラー への支援	. 8	5:	5 72	ショートステイやデイサービスの活用など、一時的に休息しリフレッシュできる環境を整備し、必要な時に利用できるようサービスの充実とケアラーへの周知に市町村と連携して取り組みます。	福祉部	高齢者福祉課	介護基盤緊急整備等特 別対策事業費	市町村が実施する介護施設、事業所等の整備に対し、補助するとともに、施設の開設状況について、ホームページで周知した。	В	地域密着型介護施設の 事業者指定を所管する県 内各市町村と調整し、19 施設の地域密着型介護 施設の整備を支援し、着 実な周知を実施したた め。	
32	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	ァ 削 2-	-2 多様なケアラー への支援	. 8	5	5 72	ショートステイやデイサービスの活用など、一時的に休息しリフレッシュできる環境を整備し、必要な時に利用できるようサービスの充実とケアラーへの周知に市町村と連携して取り組みます。			施設開設準備経費等支援事業費	特別養護老人ホーム及び併設ショートステイ等の開設に要する経費を補助するとと もに、施設の開設状況について、ホームページで周知した。	В	特別養護老人ホームの必要入所(利用)定員総数における令和5年度末40,746床に対して、455施設39,567床(97.1%)が整備されるとともに、着実な周知を実施したため。	
33	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	7 2-	-2 多様なケアラー への支援	9	5	5 73	認知症の人やその家族に対し、電話相談窓口の設置 や交流集会等の開催により、認知症の知識や介護技 術の提供及び精神面の支援を行います。	福祉部	地域包括ケア課	認知症ケア支援事業	・認知症電話相談として852件の対応があったほか、交流集会を114回開催し1,208 名の参加があった。	В	取組実績が概ね予定どおりだったため。	
34	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	ァ 削 2-	-2 多様なケアラー への支援	10	5:	5 72	ショートステイやデイサービスの活用など、一時的に休息しリフレッシュできる環境を整備し、必要な時に利用できるようサービスの充実とケアラーへの周知に市町村と連携して取り組みます。	福祉部	障害者支援課	地域で暮らす障害児者・ケアラー支援事業費	・医療的ケアが必要な重症心身障害児者をショートステイやデイサービスで受け入れた事業所に対し、補助金を交付した。 ・実施市町村数46市町	A	実施市町村が増加し、利 用実績が昨年度の実績を 上回ったため。	
35	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	ァ 訓 2-	2 多様なケアラー への支援	11	5	5 73	身体障害者・知的障害者の家族の悩み等に関する相談会や研修会、交流会を行う家族会等の団体の活動を支援するとともに、市町村の相談員のスキル向上を図ります。	福祉部	障害者福祉推進課	身体·知的障害者相談事 業費	・身体障害者結婚相談員の設置し、結婚に関する相談等を実施した。 ・身体障害者相談員活動推進員を設置し、市町村の相談員への相談指導等を131 件行った。また、相談員のスキル向上を図るため、研修会を全4回実施し、参加者は 253人だった。 ・知的障害者相談員活動推進員を設置し、市町村の相談員への相談指導等を39件 行った。また、相談員のスキル向上を図るため、研修会を全3回実施し、参加者は 105人だった。	В	身体障害者相談員活動 員設置事業について予定 どおり実施するとともに、 知的障害者相談員活動 推進事業について予定ど おり実施したため。	

通しい				第1期	ケア	ラー支	援計画上の記載				令和5年度の取組実績	事業評価	評価の理由	C評価の場合
0	基本目標	No	o. 取組の方向性	取組No.	計画頁	再揭頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	計画の理由	対応・改善策
36	行政における? 2 アラー支援体制 の構築	テ 制 2-	-2 多様なケアラー への支援	- 12	5	5 73	精神障害者の家族(精神障害のある親を持つ子供を含む。)を対象に交流会を実施し、障害者を支える家族が相談相手になることともに、家族同士の交流の機会を持つ「精神障害者の家族による家族支援」に取り組みます。	福祉部	障害者福 祉推進課	地域精神保健事業費	・埼玉県精神障害者家族会連合へ、家族電話相談、家族による家族学習会等のピアカウンセリング事業を委託し実施しており、延220件の相談に対応・埼玉県精神障害者団体連合ポプリへ電話相談等の「ピアカウンセリング事業を委託し実施しており、延515件の相談に対応	В	家族および当事者ならで はの強みを生かしなが ら、安定的な相談支援活 動が実施されているた め。	
37	行政における? 2 アラー支援体制 の構築	テ 制 2-	-2 多様なケアラー への支援	- 13	5	5 73	高次脳機能障害とその家族に対する地域での支援を 充実するため、医療、福祉、介護などの支援に関わる 職員に対する研修やピアカウンセリングなどを実施しま す。		障害者福 祉推進課	高次脳機能障害者支援 強化事業	・市町村職員等向け及び医療関係者向け専門研修の実施 7回 ・ピア・カウンセリング事業の実施 電話相談週2回、地域相談会20回の開催 ・県民向け高次脳機能障害理解促進セミナーの開催 1回	A	高次脳機能障害者とその 家族に対する相談支援の 充実や、オンラインを活用 した関係職員に対する研 修を実施したため。	
38	行政におけるか 2 アラー支援体制 の構築	テ 制 2-	-2 多様なケアラー への支援	- 14	5	5 73	高次脳機能障害当事者や家族の相談を受ける電話相 談と地域交流(相談)会を実施し、支援につなげます。	福祉部	障害者福 祉推進課	高次脳機能障害者支援 強化事業	・高次脳機能障害者支援センターの運営 相談受付、支援コーディネーター派遣相談受付4,722件(委託医療機関窓口である2病院での相談件数を含む) 支援コーディネーター派遣43件 ・ピア・カウンセリング事業の実施 電話相談週2回、地域相談会20回の開催	A	高次脳機能障害者とその 家族に対する相談支援の 充実や、オンラインを活用 した関係職員に対する研 修を実施したため。	
39	行政における? 2 アラー支援体制 の構築	テ 制 2-		- 15	5	6 73	医療的ケアを必要とする超重症心身障害児等を在宅で介護する家族が一時的に休息しリフレッシュできる環境を充実するため、対象児等をショートステイ及びデイサービスで受け入れた施設を支援します。	福祉部	障害者支 援課	地域で暮らす障害児者・ ケアラー支援事業費	・医療的ケアが必要な重症心身障害児者をショートステイやデイサービスで受け入れた事業所に対し、補助金を交付した。 ・実施市町村数46市町	A	実施市町村が増加し、利 用実績が昨年度の実績を 上回ったため	
40	行政における 2 アラー支援体制 の構築	ケ 制 2-		- R4新規			₹	福祉部	障害者支 援課		医療的ケア児支援センター・地域センターを複数体制とし、地域の実情に応じた支援を実施した。	A	医療的ケア児等支援センターを県センターと地域センターの2層体制として設置し、支援を開始したため。	

通 し _N			第1期	ケア	ラー支	援計画上の記載				令和5年度の取組実績	事業評価	評価の理由	C評価の場合
0	基本目標	No. 取組の方向性	取組No.	計画頁	再掲頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援 持	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	計画の生田	対応・改善策
41	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	2-2 多様なケアラー への支援	16	5 50		小児慢性特定疾病児童等を養育している親等が日常生活を送る上で抱えている不安や悩みに対して、小児慢性特定疾病児童等を養育していた親等による助言及び相談等を行うピアカウンセリングを実施し、小児慢性特定疾病児童等を養育している親等の負担軽減を図るとともに、子どもの日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図ります。また、必要なピアカウンセラーを養成します。	畐祉部	健康長寿課	小児慢性特定疾病対策 費	・ピアカウンセリング及び研修会を全4回実施し、合計34名参加した。 ・小児慢性特定疾病児童等の養育経験のある保護者等が、ピアカウンセリングを行うための知識や技術を習得するため、研修を全1回実施し、15名が参加した。	В	予定どおり、全ての事業 を実施したため。	
42	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	2-2 多様なケアラー への支援	- 17	, 5í	73	ケアラー、難病患者の療養生活を支援するため、ケアラーが一時的に介護から解放され、休息しリフレッシュ 保できること等を目的に、人工呼吸器を装着している病状 部安定在宅難病患者を対象にした一時入院を行います。	≩健医療 ₿	疾病対策 課	在宅難病患者支援事業 費	・ケアラーの休養(レスパイト)や冠婚葬祭等の行事、病気等で介護が出来ない時などに、一時的に医療機関に入院できるよう、難病診療連携コーディネーターがコーディネートを行った。 ・45件 延べ346日	В	実績が伸び続けているた め。	
43	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	2-2 多様なケアラー への支援	- 18	3 50	73	難病相談支援センターにおいて、難病患者とその家族 保の療養生活等を支援します。	₹健医療 ₿	疾 病対策 課	在宅難病患者支援事業 費	・病気、医療、日常生活に関する専門的な相談支援を5,283件実施した。 ・患者や相談員に対する講演会・研修会を全6回実施した。	В	相談支援がコロナ流行前 の状況に回復しつつある ため。	
44	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	2-2 多様なケアラー への支援	(13)) 50	73	地域包括支援センター、民生委員・児童委員、自治体、 ボランティア、ライフライン事業者が連携した要援護高 齢者等支援ネットワークを充実させ、高齢者等の見守り 体制の整備を支援します。	冨祉部	地域包括ケア課	高齢者虐待対策事業	・埼玉県要援護高齢者等支援ネットワーク会議(研修会)を開催し、154名の参加があった。	В	取組実績が概ね予定どおりだったため。	
45	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	2-2 多様なケアラー への支援	(14)) 5(6 73	若年性認知症に関するリーフレットの配布、県の専門相談窓口の設置と相談窓口への若年性認知症支援 福コーディネーターの配置などを推進します。	畐祉部	地域包括ケア課	若年性認知症施策推進 事業	・若年性認知症の人やその家族を総合的に支援するためコーディネーターを配置 し、居場所づくり、普及啓発、個別の相談対応などを実施した。(つどいの開催12回、 普及啓発講演等14回、個別相談1,596件)	В	取組実績が概ね予定どお りだったため。	

通しい				第1期	ケアラ	一支	援計画上の記載				令和5年度の取組実績	事業評価	証法の理由	C評価の場合
0		基本目標	No. 取組の方向性	取組No.	計画頁	再掲頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	評価の理由	対応・改善策
46	行道 2 アラ の木	政におけるケ 5一支援体制 構築	2−2 <mark>多様なケアラー</mark> への支援	(15)	56	74	若年性認知症の人の就労継続等支援を行います。また、若年性認知症カフェなど若年性認知症の人の活動 福の場の拡大等を図ります。	福祉部	地域包括	若年性認知症の人の就 労等社会参加支援事業	・若年性認知症の人の就労を総合的に支援するためコーディネーターを配置し、企業等に対する理解促進、個別の相談対応などを実施した。(相談対応268件、企業訪問11件)	В	取組実績が概ね予定どお りだったため。	
47	2 アラ	政におけるケ 5一支援体制 講 築	2−2 多様なケアラー への支援	(16)	56	74	障害者の自立した生活を支援するため、ホームヘルプサービスなどの訪問系サービスを充実し、全ての障害者を対象とした事業所の拡充とサービスの質の向上を図ります。また、障害児(者)生活サポート事業や全身性障害者介助人派遣事業を実施する市町村を支援します。	福祉部	障害者支 援課		・日常生活に支障のある障害者の自立した生活を支援するため、ホームヘルプサー ビスサービスにかかる介護給付費を支給した63市町村に対し、負担金を交付した。	В	ホームヘルプサービス サービスにかかる介護給 付費を支給した市町村に 対し、負担金を交付したた め。	
48	2 アラ	政におけるケ 5一支援体制 構築	2−2 多様なケアラー への支援	(16)	56	74	障害者の自立した生活を支援するため、ホームヘルプサービスなどの訪問系サービスを充実し、全ての障害者を対象とした事業所の拡充とサービスの質の向上を図ります。また、障害児(者)生活サポート事業や全身性障害者介助人派遣事業を実施する市町村を支援します。	福祉部	障害者支援課		・障害者やその家族の生活を支えるために、個々の生活にあった多様なサービスを 実施している民間団体に助成する60市町に対し、補助金を交付した。	В	障害者やその家族の生活を支えるため、個々の生活にあった多様なサービスを実施している民間団体に助成した市町村に予算の範囲内で補助金を交付したため。	
49	2 アラ	政におけるケ 5一支援体制 講 築	2-2 多様なケアラー への支援	(16)	56	74	障害者の自立した生活を支援するため、ホームヘルプサービスなどの訪問系サービスを充実し、全ての障害者を対象とした事業所の拡充とサービスの質の向上を図ります。また、障害児(者)生活サポート事業や全身性障害者介助人派遣事業を実施する市町村を支援します。	福祉部	障害者支援課	障害者地域生活サポート 事業費	・全身性障害者が推薦する介助人を登録し、日常生活全般にわたる介助サービスを 提供するため、介助人を派遣した5市に対し、経費の一部を補助した。	В	全身性障害者が推薦する 介助人を登録し、日常生 活全般にわたる介助サー ビスを提供するため、介 助人を派遣した6市町に 予算の範囲内で補助金を 交付したため。	
50	2 7 5	政におけるケ 5一支援体制 	2−2 多様なケアラー への支援	(17)	57	74	障害児やその家族が、身近な地域で継続的な相談を受けられる体制を構築するため、障害児支援利用計画を 作成する相談支援事業所の運営を支援します。	福祉部	障害者支援課	ホームヘルプサービス事 業費	「サービス利用計画作成費」に係る給付費をおよび、「地域相談支援」の利用に係る 給付費を支給した市町村に対し負担金を交付した。	В	「サービス利用計画作成 費」に係る給付費をおよ び、「地域相談支援」の利 用に係る給付費を支給し た市町村に対し負担金を 交付したため。	

通しい					第1期代	ナアラ	一支	援計画上の記載				令和5年度の取組実績	事業評価	証件の理由	C評価の場合
0		基本目標	No. 耳	取組の方向性	取組No.	計画頁	再掲頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	評価の理由	対応・改善策
51	2ア	示政におけるケ プラー支援体制 ○構築		る様なケアラー への支援	(18)	57	74	子どもが発達障害と診断された親等に対し、発達障害 の子どもを育てた経験のある親(ペアレントメンター)が 先輩として適切な情報提供をするなど支援します。	福祉部	障害者福祉推進課	発達障害総合支援セン	・ペアレントメンター相談事業 交流・相談会 10回 ・ストレス解消!楽しい子育て応援講座 1回 ・ペアレントプログラム支援者育成研修等 1クール(6日間)×2回 ・ペアレントトレーニング指導者育成研修 1クール(2日間)×1回 ・ペアレントトレーニング指導者実践研修 1クール(8日間)×1回	В	親への支援を行い発達障害児の子育てに対する悩みや孤立感を軽減するとともに、親への支援を行うことができる人材を予定通り育成できたため。	
52	2ア	示政におけるケ プラー支援体制 ○構築		る様なケアラー ◇の支援	(19)	57	74	高次脳機能障害者及びその家族が、身近な地域で適切な支援が受けられるよう、総合リハビリテーションセンターに設置した高次脳機能障害者支援センターを核として、市町村、相談支援事業所、医療機関などと連携を密にし、支援のネットワークを構築します。	수 급 수리 수요	障害者福祉推進課	高次脳機能障害者支援 強化事業	 ・高次脳機能障害者支援センターの運営 相談受付、支援コーディネーター派遣相談受付4,722件(委託医療機関窓口である2病院での相談件数を含む)支援コーディネーター派遣43件 ・高次脳機能障害支援体制整備推進委員会の開催 1回 	A	高次脳機能障害者とその 家族に対する相談支援の 充実や、オンラインを活用 した関係職員に対する研 修を実施したため。	
53	2ア	示政におけるケ プラー支援体制)構築		る様なケアラー への支援	(20)	57	74	医療的ケアが必要な障害児が適切な支援を受けられる よう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関 の連携促進に努めます。	福祉部		ホームヘルプサービス事 業費	・市町村の課題やニーズを把握のうえ、専門職のアドバイザーを派遣して地域生活 支援拠点などの立ち上げ支援等を行った。 派遣か所数 41箇所 ・医療的ケア児等支援部会の開催 1回/年	A	市町村への働きかけの結果、利用実績が令和3年度から増加したため。また、会議において、医療的ケア児の課題を確認し、医療的ケア児等支援センターの設置につなげることができたため。	
54	2ア	f政におけるケ プラー支援体制 O構築		る様なケアラー への支援	(21)	57	74	医療的ケアが必要な障害児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコー ギディネーターを養成し、市町村への配置を促進します。	福祉部	障害者支 援課	地域で暮らす障害児者・ケアラー支援事業費ホームヘルプサービス事業費医療的ケア児等支援センター事業費	・市町村の課題やニーズを把握のうえ、専門職のアドバイザーを派遣して地域生活 支援拠点などの立ち上げ支援等を行った。 派遣か所数 41箇所 ・医療的ケア児等コーディネーターを養成するための研修を実施した。 医療的ケア児等コーディネーター養成数 53人	A	市町村への働きかけの結果、利用実績が令和3年度から増加したため。また、医療的ケア児等コーディネーターを見込みを上回って養成でき、配置市町村が増加したため。	
55	2ア	f政におけるケ プラー支援体制)構築		る様なケアラー への支援	(22)	57	74	精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、地域移行支援や地域定着支援など、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)に対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む市町村を支援します。	福祉部	障害者福祉推進課	精神障害に対応した地域 包括ケアシステム構築事 業費	・医療や福祉サービスにつながりにくい精神障害者などを対象として、医師、精神保健福祉士等の多職種によるアウトリーチ事業を2圏域で実施し、計471名に対し、991回の訪問支援を行った・相談支援事業所等にピアサポートコーディネーターを配置し、精神障害者の地域以降や退院後の孤立を防ぐため、グループワークを103回、個別支援を119回実施した	A	アウトリーチの対象者数は増加し、新規支援事例の90%程度に支援成果が見られているため。また、ピアサポート活動については新型コロナウイルスの感染拡大の影響が軽減し、グループワークや個別支援の件数が増加したため。	

通 し N				第1期	ケア ·	ラ一支	援計画上の記載				令和5年度の取組実績	事業評価	評価の理由	C評価の場合
0	基本目標	No	. 取組の方向性	取組No.	計画頁	再揭頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	計画の理由	対応·改善策
56	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	- IJ 2-	2 多様なケアラー への支援	(22)	5	7 74	精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、地域移行支援や地域定着支援など、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)に対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む市町村を支援します。	福祉部	障害者支 援課	地域で暮らす障害児者・ケアラー支援事業費 ホームヘルプサービス事 業費	市町村の課題やニーズを把握のうえ、専門職のアドバイザーを派遣して地域生活支援拠点などの立ち上げ支援等を行った。 派遣か所数 41箇所	A	市町村への働きかけの結果、利用実績が令和3年度から増加したため。	
57	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	- IJ 2-	2 多様なケアラー への支援	(23)	5	67 7 74	保健師等による家庭訪問による指導や、難病患者や家 族支援を行う訪問相談員の育成を行います。	保健医療部	疾病対策課	在宅難病患者支援事業 費	・在宅で療養する要支援難病患者やその家族が抱える日常生活上及び療養上の悩みに対して保健師等が訪問を実施し、延411人を支援した。 ・患者や家族の療養生活を支援する訪問相談員の確保と資質の向上を図るため、 研修会等を17回実施。	В	実績が伸びているため。	
58	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	- IJ 2-	2 多様なケアラー への支援	(24)	5	7 74	難病に関する地域の医療体制や患者の支援体制を一層充実させるほか、増え続ける患者への支援に迅速・的確に対応していきます。	保健医療 部	疾病対策課	在宅難病患者支援事業 費	・難病対策地域協議会(10協議会)を開催し、地域における難病の患者への支援体制に関する課題についての情報共有や地域の実情に応じた体制の整備について協議を行った。 ・医療講演会や患者会での保健所職員による講習などを含む集団指導が県13保健所で55回。 ・ホームヘルパーを対象に難病患者や家族支援のための知識や技術を取得するための研修を2回実施。 ・難病診療連携拠点病院による入院調整181件。 ・病気、医療、日常生活に関する専門的な相談支援を33,967件実施。	В	実績が伸びているため。	
59	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	- IJ 2-	2 多様なケアラー への支援	(25)	5	59 7 74	男女共同参画に関する、個人の抱える様々な悩みや問 題について相談に応じます。	県民生活 部	人権·男 女共副 画課	男女共同参画推進セン ター運営費(事業・相談)	・電話・面接・インターネット相談を実施した。(相談件数8,061件)	В	予定どおり相談事業を実施したため。	
60	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	- IJ 2-	2 多様なケアラー への支援	(26)	5	7 75	ひきこもり状態にある本人やその家族に対する相談体制等を整備し、ひきこもり状態からの回復に向けて支援 付するとともに、関係機関・団体とのネットワークの構築及 び情報発信を行います。	保健医療 部	疾病対策課	ひきこもり支援推進事業 費	・ひきこもりに関する電話や来所等による相談を実施した。(相談件数1,499件)また、相談内容に応じ、医療や福祉、教育、就労等の適切な関係機関と連携して対応した。 ・連絡協議会を1回開催し、関係機関との連携を図った。 ・ホームページ等で情報発信を行った。	В	取組実績が予定通りだっ たため。	

通しい				第1期	ケアラ	一支	援計画上の記載				令和5年度の取組実績	事業評価	製造の理点	C評価の場合
N 0		基本目標	No. 取組の方向性	取組No.	計画頁	再掲頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	評価の理由	対応·改善策
61	2	行政におけるケ アラー支援体制 の構築	子育でしながら 介護を担うダブ ルケアへの支 援	19	58		子育てしながら介護を担うケアラーも含めて相談に応 じ、子育て家庭が孤立しないよう地域子育て支援拠点 を整備するとともに、質の充実を図ります。	福祉部	こども支 援課	地域子育て支援事業	・市町村が実施する地域子育て支援拠点事業について、必要な経費の一部を補助 した。(55市町村)	В	予定どおり実施できているため。	
62	2	行政におけるケ アラー支援体制 の構築	子育でしながら 介護を担うダブ ルケアへの支援	20	58		子育て世代包括支援センターにおいて、妊産婦や保護 者が介護等のケアを担っている状態であることに気づ いた場合には、福祉部門等との連携により適切な支援 を行います。	福祉部	健康長寿課	埼玉版ネウボラ推進事業	・子育て世代包括支援センターの機能拡充を図るため、1市を訪問し、子ども家庭総合支援拠点機能をはじめとする福祉部門と連携が図れているか実態調査を行った。 ・市町村が実施する子育て世代包括支援センターの事業等について、必要な経費の一部を補助した(45市町)。	В	ネウボラ機能拡充を図る ため、現地訪問調査を行 い、市町村の取組や課題 の把握に努めるとともに、 補助金について適正に審 査し交付まで滞りなく処理 したため。	
63	2	行政におけるケ アラー支援体制 の構築	子育でしながら 介護を担うダブ ルケアへの支 援	(27)	58		地域で子育て支援を行いたい方と支援を受けたい方とをコーディネートし、地域での子育ての支え合い機能を調整するファミリー・サポート・センターが各市町村に整備されるよう運営を支援します。	福祉部	こども支 援課	ファミリー・サポート・セン ター事業	・市町村が実施するファミリー・サポート・センター事業について必要な経費の一部を補助した。(56市町)	В	予定どおり実施できているため。	
64	2	行政におけるケ アラー支援体制 の構築	子育でしながら 介護を担うダブ ルケアへの支 援	(28)	58		子育て家庭が抱える複雑で様々な悩みにきめ細かく対応できる体制を整備します。また、子育て世代包括支援センターをはじめ母子保健施策と子育て支援施策が連携して、支援を必要とする子育て家庭のニーズを把握し、支援の実施を目指します。	福祉部	こども支 援課	地域子育て支援事業	・市町村が実施する地域子育て支援拠点事業について、必要な経費の一部を補助 した。(55市町村)	В	予定どおり実施できているため。	
65	2	行政におけるケ アラー支援体制 の構築	子育てしながら 介護を担うダブ ルケアへの支 援	(28)	58		子育て家庭が抱える複雑で様々な悩みにきめ細かく対応できる体制を整備します。また、子育て世代包括支援センターをはじめ母子保健施策と子育て支援施策が連携して、支援を必要とする子育て家庭のニーズを把握し、支援の実施を目指します。	ᄼᅙᄼᄔᄼᅏ	こども支 援課	利用者支援事業(基本 型、特定型)	・市町村が実施する利用者支援事業について必要な経費の一部を補助した。(38市町)	В	予定どおり実施できてい るため。	

通しい				第1期	ケア	ラー支	援計画上の記載				令和5年度の取組実績	事業評価	評価の理由	C評価の場合
0	基本目標	No	. 取組の方向性	取組No.	計画頁	再掲頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	計画の理由	対応·改善策
66	行政におけるク 2 アラー支援体制 の構築	ァ 削 2-	子育てしながら 介護を担うダブ ルケアへの支 援	(28)	58		子育て家庭が抱える複雑で様々な悩みにきめ細かく対応できる体制を整備します。また、子育て世代包括支援センターをはじめ母子保健施策と子育て支援施策が連携して、支援を必要とする子育て家庭のニーズを把握し、支援の実施を目指します。	保健医療部	健康長寿課	埼玉版ネウボラ推進事業	・子育て世代包括支援センターの機能拡充を図るため、1市を訪問し、子育て世代が 抱える悩みへの対応状況や体制について実態調査を行った。 ・市町村が実施する子育て世代包括支援センターの事業等について、必要な経費 の一部を補助した(45市町)。	В	ネウボラ機能拡充を図る ため、現地訪問調査を行 い、市町村の取組や課題 の把握に努めるとともに、 補助金について適正に審 査し交付まで滞りなく処理 したため。	
67	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	ر ااا 2–	子育てしながら 介護を担うダブ ルケアへの支 援	(29)	58	3	子育てに悩む保護者、また、家族関係などに悩む子供からの相談を受ける電話相談窓口として「子どもスマイルネット」を設置し、相談者の気持ちに寄り添って話を間き、いじめ、体罰、虐待など子供に関わる全ての悩みに関する相談を行います。	福祉部	こども安 全課	子供と家庭電話相談事業 費	・電話相談窓口「子どもスマイルネット」を運営し、祝日及び年末年始等を除く毎日 10:30から18:00まで、子供本人や保護者等からの相談を受け付けた。	В	祝日及び年末年始等を除く毎日、子どもスマイル ネットを運営し、子供本人 や保護者等からの相談に 応じることができたため。	
68	行政におけるク 2 アラー支援体制 の構築	ァ 引 2-	子育でしながら 介護を担うダブ ルケアへの支 援	(30)	59)	市町村が児童福祉施設・里親等と連携して実施する短期入所生活援助(ショートステイ)事業及び夜間養護等(トワイライトステイ)事業の拡充を図り、家庭養育が適切に行われるよう支援します。	福祉部	こども安 全課		市町村が児童福祉施設・里親等と連携して実施する短期入所生活援助(ショートステイ)事業及び夜間養護等(トワイライトステイ)事業に対して費用の一部を補助した。(20市町)	В	ショートスティ事業に加え て、トワイライトステイ事業 を拡充する市町村が増 え、また里親連携につい ても申請が増加している ため。	
69	行政におけるク 2 アラー支援体制 の構築	ァ 刊 2-	子育てしながら 介護を担うダブ ルケアへの支 援	(31)	59		生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うとともに、養育支援が必要な家庭に支援を行う市町村き支援します。	保健医療 部	健康長寿 課	埼玉版ネウボラ推進事業	・子育て世代包括支援センターの機能拡充を図るため、1市を訪問し、乳児全戸・養育支援事業への取組状況や課題等をヒアリングした。 ・市町村が実施する乳児全戸訪問、養育支援の事業等について、必要な経費の一部を補助した(61市町)。	В	ネウボラ機能拡充を図る ため、現地訪問調査を行 い、市町村の取組や課題 の把握に努めるとともに、 補助金について適正に審 査し交付まで滞りなく処理 したため。	
70	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	, 削 2-	子育てしながら 介護を担うダブ ルケアへの支 援	(32)	59	,	介護・子育て等と仕事との両立に悩む勤労者を対象に、専門の相談員が電話等による相談を受け、情報を提供することで、介護や育児に伴う休暇・休業の取得等、さまざまな制度及びサービスの活用を促し、離職を防止し、仕事との両立を支援します。	産業労働 部	多様な働 き方推進 課	仕事と生活の両立支援事 業	介護・子育で等と仕事との両立に関する相談を受け付け、情報提供を行った。 (相談件数:108件)	В	窓口に相談が寄せられるのを待つだけではなく、こちらから電話で営業をかけ、企業や地域包括支援センター等に出向き、両立支援制度の説明等を行ったため。	

通しい				第1期	ケアラ	一支	援計画上の記載				令和5年度の取組実績	事業評価	証価の理点	C評価の場合
N 0		基本目標	No. 取組の方向性	取組No.	計画頁	再掲頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援 持	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	評価の理由	対応・改善策
71	2	行政におけるケ アラー支援体制 の構築	子育でしながら 介護を担うダブ ルケアへの支 援	(33)	59		企業や事業所の依頼に基づき、専門の相談員がアドバイザーとして県内の企業に出向き、両立のための雇用 産環境の整備や支援制度の導入などのアドバイスを行い 部ます。	賃業労働 隊	多様な働 き方推進 課	仕事と生活の両立支援事 業	専門の相談員が企業に出向き、両立のための雇用環境の整備や支援制度の導入などに関するアドバイスを行った。(18回)	В	窓口に相談が寄せられるのを待つだけではなく、こちらから電話で営業をかけ、企業や地域包括支援センター等に出向き、両立支援制度の説明等を行ったため。	
72	2	行政におけるケ アラー支援体制 の構築	子育てしながら 介護を担うダブ ルケアへの支 援	再掲	59		男女共同参画に関する、個人の抱える様々な悩みや問 題について相談に応じます。 部	民生活	人権·男 女共同参 画課	男女共同参画推進セン ター運営費(事業・相談)	・電話・面接・インターネット相談を実施した。(相談件数8,061件)	В	予定どおり相談事業を実施したため。	
73	2	行政におけるケ アラー支援体制 の構築	2-4 ケアラーの生 活支援	21	60		生活困窮の状態にあるケアラーを支援するため、相談窓口において生活困窮者が抱える課題に応じて、生活 福 田窮者自立支援制度の活用など自立支援を行います。	畐祉部		生活困窮者自立支援事 業費	 ・町村部の生活困窮者に対し、個々の課題に応じた相談支援や自立支援を行った。 ・生活困窮者自立支援事業 ・自立相談支援事業 新規相談者数1,552人 ・住居確保給付金 給付者数16人 ・就労準備支援事業 利用者数5人 ・家計改善支援事業 利用者数124人 ・学習支援事業 教室参加者数 中学生215人、高校生115人 	A	自立・家計改善について 仕様書上の目標値を上 回った。就労準備につい ては、ニーズに沿った丁 寧な支援を行った。学習 は、居場所づくりを兼ねた 学習支援を実施できた。 以上の理由からA評価と した。	
74	2	行政におけるケ アラー支援体制 の構築	2-4 ケアラーの生 活支援	21	60		生活困窮の状態にあるケアラーを支援するため、相談窓口において生活困窮者が抱える課題に応じて、生活福 田窮者自立支援制度の活用など自立支援を行います。	冨祉部	社会福祉課	生活保護チャレンジ支援 事業費	 ・町村部の生活保護受給者に対し、個々の課題に応じた相談支援や自立支援を行った。 ・職業訓練支援員事業 支援者数120人 ・住宅SW事業 転居者数25人 ・就労支援専門員事業 就労者数214人 ・自立支援専門員事業 支援者数116人 	A	職業訓練支援員事業・就 労支援専門員事業・自立 支援専門員事業について は仕様書上の目標値を上 回り、住宅SW事業につい ては、状況に沿った適切 な支援を行ったため。	
75	2	行政におけるケ アラー支援体制 の構築	2-4 ケアラーの生 活支援	(34)	60		生活困窮世帯及び生活保護世帯の子供に対し、学習 支援事業の実施により、将来の自立に向けて支援しま す。	副 社部	社会福祉 課	生活困窮者自立支援事 業費	・町村部の生活保護・生活困窮世帯の中高生に対し、学習指導を行い、高校進学・中退防止の支援を行った。 ・学習教室参加者数:中学生215人、高校生115人	В	仕様書上の目標教室参加者数を下回ったが、居場所づくりを兼ねた学習 支援を実施できたため。	

通 し N				第1期	ケア	ラー支	援計画上の記載				令和5年度の取組実績	事業評価	評価の理由	C評価の場合
0	基本目標	No	. 取組の方向性	取組No.	計画頁	再掲頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	計劃の埋田	対応•改善策
76	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	- IJ 2-	4 ケアラーの生 活支援	(35)	60		離職等により住居を失った方、または失うおそれのある 方に対して、一定期間家賃相当額を支給し、住居を確 保した上で就職に向けた支援を行います。	福祉部	社会福祉課	生活困窮者自立支援事 業費	・離職等により住まいを失った町村部の生活困窮者に対し、一定期間家賃相当額を 支給した。 ・住居確保給付金 給付者数16人	В	計画上の見込み件数を下回ったが、必要な方に適切な支援を実施できたため。	
77	行政におけるク 2 アラー支援体制 の構築	- IJ 2-	ケアラーの生 4 活支援	(36)	60)	直ちに就労することが困難な生活困窮者に対し、職業 訓練や就労体験を提供するなど、就職に向けた支援を 行います。	福祉部	社会福祉 課	生活困窮者自立支援事 業費	・直ちに就労することが困難な町村部の生活困窮者に対し、職業訓練や就労体験を 提供した。 ・就労準備支援事業 利用者数5人	В	仕様書上の目標値を下 回ったが、ニーズに沿った 丁寧な支援を行ったた め。	
78	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	- IJ 2-	ケアラーの生 4 活支援	(37)	60		生活困窮者の家計収支を改善させ、早期の生活再建を大援します。	福祉部	社会福祉 課	生活困窮者自立支援事 業費	・町村部の生活困窮者の家計収支を改善させ、早期の生活再建を支援した。 ・家計改善支援事業 利用者数124人	A	仕様書上の目標値を上 回ったため。	
79	行政におけるク 2 アラー支援体制 の構築	- IJ 2	4 ケアラーの生 活支援	(38)	60		生活困窮世帯や生活保護世帯の保護者を対象とした自立支援の取組を推進します。	福祉部	社会福祉課	生活困窮者自立支援事 業費	・町村部の生活困窮者に対し、個々の課題に応じた相談支援や自立支援を行った。 ・自立相談支援事業 新規相談者数1,552人	A	仕様書上の目標値を上回ったため。	
80	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	- 2-	4 イ 活支援	(38)	60		生活困窮世帯や生活保護世帯の保護者を対象とした自立支援の取組を推進します。	福祉部	社会福祉課	生活保護チャレンジ支援 事業費	 ・町村部の生活保護受給者に対し、個々の課題に応じた相談支援や自立支援を 行った。 ・自立支援専門員事業支援者数116人 	A	仕様書上の目標値を上回ったため。	

通しい				第1期	ケア	ラー支	援計画上の記載				令和5年度の取組実績	事業評価	評価の理由	C評価の場合
0	基本目標	No	o. 取組の方向性	取組No.	計画頁	再揭頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	計画の理由	対応•改善策
81	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	- IJ 2-	-4 ケアラーの生 活支援	(39)	60	0	ひとり親家庭を支援するため、県の福祉事務所(埼玉県母子・父子福祉センター)に専門の職員を配置し、就業相談・就業情報の提供などを行うとともに、養育費の確保支援などの支援を行います。また、就業に向けた資格の取得や就職・転職の支援、高等職業訓練促進給付金などの支給を行います。	福祉部	こども政 策課	母子·父子自立支援員設 置費	・母子・父子自立支援員を各福祉事務所に配置し、ひとり親家庭の様々な相談に対応した。(相談件数:16,935件) ・母子・父子自立支援員の資質向上のため、研修を全3回実施した。	В	予定どおり実施できてい るため。	
82	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	- IJ 2-	-4 ケアラーの生 活支援	(39)	60	0	ひとり親家庭を支援するため、県の福祉事務所(埼玉県母子・父子福祉センター)に専門の職員を配置し、就業相談・就業情報の提供などを行うとともに、養育費の確保支援などの支援を行います。また、就業に向けた資格の取得や就職・転職の支援、高等職業訓練促進給付金などの支給を行います。	福祉部	こども政 策課		※母子・父子福祉センター管理運営事業費に統合	В	予定どおり実施できてい るため。	
83	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	- IJ 2-	-4 ケアラーの生 活支援	(39)	60	0	ひとり親家庭を支援するため、県の福祉事務所(埼玉県母子・父子福祉センター)に専門の職員を配置し、就業相談・就業情報の提供などを行うとともに、養育費の確保支援などの支援を行います。また、就業に向けた資格の取得や就職・転職の支援、高等職業訓練促進給付金などの支給を行います。	福祉部	こども政 策課	母子・父子福祉センター 管理運営事業費	・ひとり親家庭等法律相談の実施(相談件数:1,457件) ・就業支援講習を全2回実施した。 ・パソコン教室を全4回実施した。 ・就業支援専門員を各福祉事務所に配置し、ひとり親家庭の就労・より好条件の就労への転職を専門的に支援した。(相談件数10,782件)	В	予定どおり実施できてい るため。	
84	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	- IJ 2-		(39)	60	0	ひとり親家庭を支援するため、県の福祉事務所(埼玉県母子・父子福祉センター)に専門の職員を配置し、就業相談・就業情報の提供などを行うとともに、養育費の確保支援などの支援を行います。また、就業に向けた資格の取得や就職・転職の支援、高等職業訓練促進給付金などの支給を行います。	福祉部	 こども政 策課	ひとり親家庭自立支援事業費	・資格の対策講座(4講座) やセミナーを1回開催し、ひとり親家庭の就労を支援	В	予定どおり実施できてい るため。	
85	行政におけるケ 2 アラー支援体制 の構築	- IJ 2-	-4 ケアラーの生 活支援	(39)	60	0	ひとり親家庭を支援するため、県の福祉事務所(埼玉県母子・父子福祉センター)に専門の職員を配置し、就業相談・就業情報の提供などを行うとともに、養育費の確保支援などの支援を行います。また、就業に向けた資格の取得や就職・転職の支援、高等職業訓練促進給付金などの支給を行います。	福祉部	こども政 策課	ひとり親家庭福祉推進事 業費	・各種給付金の支給など、経済的に厳しい状況のひとり親家庭を支援 ・母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業(自立支援教育訓練給付金4人、高等職業訓練促進給付金28人) ・母子緊急一時保護事業(利用件数集計中) ・ひとり親家庭等生活向上事業等(補助市町数16市町) ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(受講者数0人) ・高等職業訓練資金貸付金事業(貸付件数157件)	В	予定どおり実施できてい るため。	

通しい				第1期	ケア	ラー支	援計画上の記載				令和5年度の取組実績	事業評価	評価の理由	C評価の場合
0	基本目標	į N	lo. 取組の方向性	取組No.	計画頁	再掲頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	計画の理由	対応・改善策
86	行政における 2 アラー支援体 の構築	るケ 体制 2	4 ケアラーの生 活支援	(40)	60		児童扶養手当の支給、福祉資金の貸付けなどにより、 経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭を支援します。	福祉部	こども政 策課	児童扶養手当給付費	・ひとり親家庭等に対する児童扶養手当の給付を行った。(支給人数2,669人)	В	予定どおり実施できてい るため。	
87	行政における 2 アラー支援体 の構築	るケ 	4 ケアラーの生 活支援	(40)	60		児童扶養手当の支給、福祉資金の貸付けなどにより、 経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭を支援します。	福祉部	こども政 策課	母子福祉資金貸付費	・母子家庭の母、子及び父母のない20歳未満の子を対象に各種資金の貸付を行った。(貸付件数1,355件)	В	予定どおり実施できてい るため。	
88	行政における 2 アラー支援体 の構築	るケ 	:-4 ケアラーの生 活支援	(40)	60)	児童扶養手当の支給、福祉資金の貸付けなどにより、 経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭を支援します。	福祉部	こども政 策課	父子福祉資金貸付費	・父子家庭の母、子及び父母のない20歳未満の子を対象に各種資金の貸付を行った。(貸付件数:96件)	В	予定どおり実施できてい るため。	
89	行政における 2 アラー支援体 の構築	るケ	4 ケアラーの生 活支援	(40)	60)	児童扶養手当の支給、福祉資金の貸付けなどにより、 経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭を支援します。	福祉部	こども政 策課	寡婦福祉資金貸付費	・寡婦、寡婦の子及び40歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び 寡婦でない者を対象に各種資金の貸付を行った。(貸付件数:34件)	В	予定どおり実施できてい るため。	
90	行政における 2 アラー支援体 の構築	るケ 	·-4 ケアラーの生 活支援	(41)	61		地域の実情を踏まえながら、質の高いサービス付き高 齢者向け住宅などの整備を促進します。 音	都市整備部	住宅課	住宅居住支援推進事業 費	・サービス付き高齢者向け住宅に対する立入検査を行った。(16件) ・運営事業者に対して、更新登録申請受付時などの機会を捉えて、法令順守及び適切な運営実施を指導した。	_	立入検査や更新登録申 請受付時などの機会を通 して、事業者に対し適切な 指導ができたため。	

通しN				第1期	ケア	ラー支	援計画上の記載				令和5年度の取組実績	事業評価	評価の理由	C評価の場合
0	基本目標	票 N	lo. 取組の方向性	取組No.	計画頁	再掲頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	計劃の埋出	対応・改善策
91	行政における 2 アラー支援(の構築	るケ 本制 <i>i</i>	2-4 ケアラーの生 活支援	(42)	61		市町村域や圏域での居住支援協議会等の連携体制づ よりを促進します。 音	都市整備部	住宅課	住宅居住支援推進事業費	埼玉県住まい安心支援ネットワークが実施する市町村居住支援協議会等の連携体制づくりを促進するための埼玉県居住支援セミナー(R5.11.30)や研修会(R6.2.13)、居住支援制度に係る情報提供するためのホームページの運営(通年)費等に対して補助した。	В	埼玉県住まい安心支援 ネットワークによる埼玉県 居住支援セミナーや研修 会の開催、ホームページ の運営等を予定通り実施 し、市町村居住支援協議 会等の連携体制づくりを 促進したため。	
92	地域における 3 アラー支援(の構築	るケ本制(ケアラーが孤 3-1 立しない地域 づくり	22	62	2	市町村や市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域の団体等による介護者サロンの立ち上げ・運 福営を支援します。	福祉部	地域包括ケア課	ケアラー総合支援事業	・介護者サロンの設置・運営のための研修を実施した。(全4回403人)	С	計画の指標である「介護 者サロンの設置市町村数 全市町村」という目標に達 しなかったため。	介護者サロンの設置・運営のための研修を市町村等のニーズを踏まえて実施するほか、会場の設営方法や進行役の役割などを解説する介護者サロン運営実践マニュアルを作成することで、目標の達成を図る。
93	地域における 3 アラー支援(の構築	るケー	ケアラーが孤 3-1 立しない地域 づくり	23	62	2	子供の居場所など、ヤングケアラーにとって安心して過ごせる場を増やすために、地域で活動する団体等に働 をかけます。	福祉部	こども支 援課		・こどもの居場所づくりアドバイザーの派遣を123件、実地研修38件を実施し、27件の新規立上げにつながった。 ・子供のEQ向上のため、子供の居場所18団体に、国際交流体験・消防体験・サッカー教室などの体験活動や学習支援を行う講師等を派遣した。	В	予定どおり実施できてい るため。	
94	地域における 3 アラー支援の の構築	るケーム	ケアラーが孤 3-1 立しない地域 づくり	23	62	2	子供の居場所など、ヤングケアラーにとって安心して過ごせる場を増やすために、地域で活動する団体等に働 をかけます。	福祉部	地域包括ケア課	予算外事業	・各種研修などの機会において、子供の居場所などを運営する団体等に対し、ヤン グケアラー支援についての説明及び資料配布などを行った。	В	予定どおり実施できたた め。	
95	地域における 3 アラー支援を の構築	るケーム	ケアラーが孤 3-1 立しない地域 づくり	(43)	62	2	共に支え合う社会づくりのために、地域における先駆的な取組や地域福祉事業の立ち上げ等を行うNPOやボーランティア団体等を支援します。		福祉政策課		・地域における先駆的またはモデル的な地域福祉事業に取り組むNPO法人・ボランティア団体に対して助成した。(6団体)	B	6団体への補助を着実に 実施したため。	

通しN				第1期	ケア	ラ一支	援計画上の記載				令和5年度の取組実績	事業評価	評価の理由	C評価の場合
0	基本目標	No	の 取組の方向性	取組No.	計画頁	再揭頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	計画の理由	対応•改善策
96	地域における/ 3 アラー支援体制 の構築	ケ 制 3-	ケアラーが孤 -1 立しない地域 づくり	(44)	62		住民、関係機関・団体による支え合いや、孤立防止の取組を通して、ともに生き、支え合う人づくり、地域づくりについて考えることを目的として、埼玉県社会福祉協議 社会が実施する「共生・共助つながりづくりの推進事業」を支援します。	福祉部	社会福祉課	福祉ボランティア活動支援事業費	・埼玉県社会福祉協議会が設置する埼玉県ボランティア・市民活動センターが実施 する事業に必要な経費に対して補助した。	В	補助金の事務が予定通り進んでいるため。	
97	地域における ⁴ 3 アラー支援体 の構築	ケ 制 3-	ケアラーが孤 -1 立しない地域 づくり	(45)	62	2	県営住宅の集会場を活用し、県営住宅の入居者や地域の子供を対象に、NPOによる学習支援、食事提供、遊びの場提供などを実施します。	都市整備 部	住宅課	予算外事業	県内5団地(新座野火止、越谷間久里、川越月吉町、入間向原、入間宮の森)の県営住宅の集会所を活用し、NPO団体が、県営住宅の入居者や地域の子供を対象に学習支援・食事提供・遊びの場を提供した。	_	子どもの居場所づくりの 運営団体による県営住宅 の集会場を活用した取り 組みが継続して行われて いるため。	
98	地域におけるか 3 アラー支援体 の構築	ケ 制 3-	ケアラーが孤 -1 立しない地域 づくり	(46)	62	2	子ども食堂など子供の居場所づくりに取り組む団体と、 そうした団体を支援するフードバンクや企業などとの ネットワークが構築できるよう支援します。	福祉部	 こども支 援課	子供の居場所づくり拡大に向けた支援強化事業	・こどもの居場所フェア埼玉を開催し、こども食堂やプレーパークを実演により広く県 民の方にこどもの居場所を体験していただくとともに、企業向けセミナーの開催や居 場所を運営する団体と企業の交流会等を実施した。 開催日:令和5年9月30日(土)及び10月1日(日) 開催場所:大宮ソニックシティ 来場者数:15,826人	В	予定どおり実施できてい るため。	
99	地域における 3 アラー支援体 の構築	ケ 制 3-	ケアラーが孤 -1 立しない地域 づくり	(47)	62	2 71	子ども食堂などの立ち上げ支援をするアドバイザーを 養成し、各地に派遣します。	福祉部	こども支 援課		・こどもの居場所づくりアドバイザーの派遣を123件、実地研修38件を実施し、27件の新規立上げにつながった。 ・子供のEQ向上のため、子供の居場所18団体に、国際交流体験・消防体験・サッカー教室などの体験活動や学習支援を行う講師等を派遣した。	В	予定どおり実施できてい るため。	
100	地域におけるか 3 アラー支援体制 の構築	ケ 制 3-	地域の見守り 体制・地域住民 同士の助け合 いの拡充	ا ا	6;	3	地域で孤立しがちなケアラー等の把握や見守り、生活相談に対する助言や、必要なサービスにつなげるなど大きな役割が期待される民生委員・児童委員に対し、 神研修等を通じてケアラーへの支援に関する理解促進を図り、活動を支援します。		社会福祉課	以工女员 "儿里女员心到	地域で孤立しがちなケアラー等の把握や見守り、生活相談に対する助言や、必要な サービスにつなげるなど大きな役割が期待される民生委員・児童委員に対し、研修 等を通じてケアラーへの支援に関する理解促進を図り、活動を支援した。	В	補助金の事務が予定通り進んでいるため。	

通しい				第1期	ケア	ラー支	援計画上の記載				令和5年度の取組実績	事業評価	評価の理由	C評価の場合
0	基本目標	No	. 取組の方向性	取組No.	計画頁	再掲頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	計画の理由	対応•改善策
101	地域におけるか 3 アラー支援体制 の構築	ァ 削 3-	地域の見守り 体制・地域住民 同士の助け合 いの拡充	24	63		地域で孤立しがちなケアラー等の把握や見守り、生活 相談に対する助言や、必要なサービスにつなげるなど 大きな役割が期待される民生委員・児童委員に対し、 研修等を通じてケアラーへの支援に関する理解促進を 図り、活動を支援します。	福祉部	地域包括ケア課	予算外事業	・埼玉県民生委員、児童委員協議会と協力し、民生委員、児童委員に対し、ケアラー 支援に関する啓発を行った。	В	予定どおり実施できたた め。	
102	地域におけるか 3 アラー支援体制 の構築	ァ 削 3-	地域の見守り 体制・地域住民 同士の助け合 いの拡充	25	63	3	ケアラーを地域で支えるため、地域においてケアラー支援の取組や事業の立ち上げ等を行うNPOやボランティ でではいるでは、ア団体等を支援します。	福祉部	福祉政策課	豊かな地域福祉づくり推 進事業費	・地域における先駆的またはモデル的な地域福祉事業に取り組むNPO法人・ボランティア団体に対して助成した。(6団体)	В	6団体への補助を実施し たため。	
103	地域におけるか 3 アラー支援体制 の構築	<i>7</i> ⊞ 3−	地域の見守り 体制・地域住民 同士の助け合 いの拡充	26	63	3	市町村においてステップアップ講座を受講した認知症 サポーター等が支援チームを作り、認知症の人や家族 のニーズにあった具体的な支援につながる仕組みである「チームオレンジ」が整備されるよう支援します。	福祉部	地域包括ケア課	レンジ」構築支援事業	・地域において認知症の人やその家族と認知症サポーターをつなげる仕組み「チームオレンジ」の構築を行う市町村を直接支援するオレンジチューターを1名設置し、派遣した。(市町村相談支援直接訪問50件、電話等245件)「チームオレンジ」の構築を支援するために各市町村に配置する、コーディネーター向けの研修やチームオレンジリーダー向けの研修会を実施した。(コーディネーター向けの研修1件参加者109名、チームオレンジリーダー向けの研修会24件)	В	取組実績が概ね予定どおりだったため。	
104	地域におけるケ 3 アラー支援体制 の構築	<i>-</i> ij 3−	地域の見守り 体制・地域住民 同士の助け合 いの拡充	(48)	63	3	民生委員・児童委員の活動を促進し、地域福祉の向上 を図るため、民生委員・児童委員協議会の活動を支援 します。	福祉部	社会福祉課	埼玉県民生委員·児童委 員協議会補助	民生委員・児童委員の活動を促進し、地域福祉の向上を図るため、民生委員・児童 委員協議会の活動を支援します。	В	補助金の事務が予定通り進んでいるため。	
105	地域におけるか 3 アラー支援体制 の構築	7 刊 3-	地域の見守り 体制・地域住民 同士の助け合 いの拡充	(49)	63	3	埼玉県社会福祉総合センターで運営する福祉研修センターにおいて、「民生委員・児童委員研修」を実施します。		社会福祉課	社会福祉総合センター管 理運営委託費	埼玉県社会福祉総合センターで運営する福祉研修センターにおいて、「民生委員・ 児童委員研修」を実施した。 ・研修参加者数 62市町村 7,057人	В	事務が予定通り進んでい るため。	

通しい				第1期	ケアラ	一支	援計画上の記載				令和5年度の取組実績	事業評価	製作の囲む	C評価の場合
0	基本目	標	No. 取組の方向性	取組No.	計画頁	再掲頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	評価の理由	対応·改善策
106	地域におり 3 アラー支援 の構築	ナるケ 爰体制	地域の見守り 体制・地域住民 同士の助け合 いの拡充	(50)	63		市町村において、民生委員・児童委員など福祉関係者 や電気、ガス、新聞など高齢者と接する機会の多い事 業者を構成員とする「要援護高齢者等支援ネットワー ク」の取組を支援します。	福祉部	地域包括ケア課	高齢者虐待対策事業	・埼玉県要援護高齢者等支援ネットワーク会議(研修会)を開催し、154名の参加があった。	В	取組実績が概ね予定どおりだったため。	
107	地域におい 3 アラー支援 の構築	ナるケ	地域の見守り 体制・地域住民 同士の助け合 いの拡充	(51)	63		認知症の人が行方不明になることを未然に防ぐため、 徘徊SOSネットワークの活用や地域での訓練の実施な ど地域での見守り体制の構築を支援します。	福祉部	地域包括ケア課	予算外事業	認知症の人が行方不明になることを未然に防ぐため、徘徊SOSネットワークを活用した。	В	予定どおり実施できているため。	
108	地域におい 3 アラー支援 の構築	ナるケ 爰体制	地域の見守り 体制・地域住民 同士の助け合 いの拡充	(52)	64		NPO活動を更に展開するため、NPOの特性を生かし たアイデア・視点で新たに実施する取組を支援します。 音	 県民生活 部	共助社会づくり課	NPOによる共助社会づく り推進事業費	・NPO基金を活用し、NPO法人が自発的・主体的に地域課題を解決しようとする取組や多様な担い手と協働して実施する共助の取組に対し、補助金を交付し、支援した。(助成団体数21件 予定)	В	SDGsの視点から地域課 題の解決に取り組むNP Oを採択し、支援を行った ため。	
109	地域におり 3 アラー支援 の構築	ナるケ 爰体制	地域の見守り 体制・地域住民 同士の助け合 いの拡充	(53)	64		彩の国市民活動サポートセンターの運営により、市民 活動やボランティア活動をサポートします。	県民生活 部	共助社会づくり課	彩の国市民活動サポート センター運営事業費	・NPO活動等に関する相談の受付や、専門家による税務会計等に関する相談会を 実施した。 (相談件数9,962件、相談会46件)	В	彩の国市民活動サポートセンターの運営により、市民活動やボランティア活動を適切に支援したため。	
110	地域におい 3 アラー支援 の構築	ナるケ 爰体制	地域の見守り 体制・地域住民 同士の助け合 いの拡充	(54)	64		NPOの運営に必要な情報の収集や発信が容易にできる総合的な双方向の情報システム「埼玉県NPO情報ステーション」を運営します。	県民生活 部	共助社会づくり課	NPO活動普及·促進事業 費	・NPO等へ情報収集や発信のシステムを提供することにより、共助の取組を促進した。	В	NPO等へポータルサイトとフェイスブックにより共助に関する情報発信や県からのお知らせを着実に発信したため。	

通しい				第1期ケア	ラー支	援計画上の記載				令和5年度の取組実績	事業評価	証据の理由	C評価の場合
0	基本目	引標 No.	取組の方向性	取組No. 計画頁	再掲頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	評価の理由	対応·改善策
111	地域におり 3 アラー支持 の構築	ナるケ 爰体制 3- 2	地域の見守り 体制・地域住民 同士の助け合 いの拡充	再掲(5 4	「埼玉県共助の総合ポータルサイト」、フェイスブックに より、共助の取組を発信します。	県民生活 部	共助社会づくり課	NPO活動普及·促進事業 費	・NPO等へ情報収集や発信のシステムを提供することにより、共助の取組を促進した。	В	NPO等へポータルサイト とフェイスブックにより共 助に関する情報発信や県 からのお知らせを発信し たため。	
112	地域におり 3 アラー支援 の構築	けるケ 愛体制 3 -3	仕事と介護の 両立支援の推 進	27 6	55	企業や事業所の依頼に基づき、専門の相談員がアドバイザーとして県内の企業に出向き、両立のための雇用環境の整備や支援制度の導入などのアドバイスを行います。	産業労働	多様な働 き方推進 課	仕事と生活の両立支援事 業	専門の相談員が企業に出向き、両立のための雇用環境の整備や支援制度の導入などに関するアドバイスを行った。(18回)	В	窓口に相談が寄せられるのを待つだけではなく、こちらから電話で営業をかけ、企業や地域包括支援センター等に出向き、両立支援制度の説明等を行ったため。	
113	地域におり 3 アラー支持 の構築	ナるケ 爰体制 3 -3	仕事と介護の 両立支援の推 進	28 6	55	介護・子育て等と仕事との両立に悩む勤労者を対象に、専門の相談員が電話等による相談を受け、情報を提供することで、介護や育児に伴う休暇・休業の取得等、さまざまな制度及びサービスの活用を促し、離職を防止し、仕事との両立を支援します。	産業労働 部	多様な働 き方推進 課	仕事と生活の両立支援事 業	介護・子育て等と仕事との両立に関する相談を受け付け、情報提供を行った。 (相談件数:108件)	В	窓口に相談が寄せられるのを待つだけではなく、こちらから電話で営業をかけ、企業や地域包括支援センター等に出向き、両立支援制度の説明等を行ったため。	
114	地域におり 3 アラー支持 の構築	ナるケ 爰体制 3-3	仕事と介護の 両立支援の推 進	29 6	55	仕事と介護の両立支援のため、事業者等を通じて、勤 労者に各種相談窓口や介護休業制度、介護保険制度 を周知します。	産業労働 部	多様な働 き方推進 課	仕事と生活の両立支援事 業	市町村、ハローワーク、経済団体等に両立支援のためのガイドブックを配布し、各種相談窓口・制度を周知した。	В	窓口に相談が寄せられるのを待つだけではなく、こちらから電話で営業をかけ、企業や地域包括支援センター等に出向き、両立支援制度の説明等を行ったため。	
115	地域におり 3 アラー支援 の構築	ナるケ 爰体制 3-3	仕事と介護の 両立支援の推 進	(55)	55	介護休暇等の取得を必要とする県職員のケアラーが、 介護休暇を取得できるよう、職務上必要な配慮を行い ます。	全部局	(人事課)		介護休暇等の取得を必要とする県職員のケアラーが、介護休暇を取得できるよう、 職務上必要な配慮を行った。	В	予定通り実施したため。	

通し				第1期	ケア	ラー支	援計画上の記載				令和5年度の取組実績	事業評価	評価の理由	C評価の場合
0	基本目標	No.	取組の方向性	取組No.	計画頁	再掲頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	計劃の理由	対応·改善策
116	4 ケアラーを支え る人材の育成	4 -1	ケアラー支援 への対応能力 向上・連携強化	30	60		地域包括支援センター職員等に対し、ケアラーからの 相談に対応するための研修を実施します。	富祉部	地域包括ケア課	ケアラー総合支援事業	・地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、市町村等の関係機関向けの研修を実施した。(全6回822人)	A	計画の指標である「ケア ラーを支える人材育成数 3,000人」を達成したため。	
117	4 ケアラーを支え る人材の育成	4 -1	ケアラー支援 への対応能力 向上・連携強化	31	60	6	市町村及び市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、地域子育て支援拠点等相談機関の職員に対し、複合課題の対応や、地域の社会資源のネットワークを構築しコーディネートする能力を高める研修を実施します。	富祉部	福祉政策課		・市町村及び市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、地域子育て支援拠点等相談機関の職員に対し、複合課題の対応や、地域の社会資源のネットワークを構築しコーディネートする能力を高める研修等を実施した。 ・地域福祉関連施策説明会(参加人数149人) ・地域福祉管理職研修会(参加人数61人) ・地域福祉実践能力養成研修(参加人数 延べ201人) ・孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム意見交換会(参加人数 延べ105人)	В	各研修を適切に実施したため。	
118	4 ケアラーを支え る人材の育成	4 -1	ケアラー支援 への対応能力 向上・連携強化	R4新規			祥	富祉部	地域包括ケア課	地域でまるごとヤングケア ラー支援体制整備事業	'・主任児童委員、民生・児童委員、子どもの居場所運営者等向けの研修を実施した。(全5回326人)	A	計画の指標である「ケア ラーを支える人材育成数 3,000人」を達成したため。	
119	4 ケアラーを支え 4 る人材の育成	4 -1	ケアラー支援 への対応能力 向上・連携強化	(56)	60		地域包括支援センター及び市町村担当職員に対し、地域包括支援センター機能強化のための研修を実施しま 花す。	冨祉部	地域包括ケア課	市町村地域支援事業促 進事業費	・地域包括支援センター従事者研修を実施した。(配信形式で実施。視聴回数570回)	В	予定どおり実施できてい るため。	
120	ケアラーを支え 4 る人材の育成	4 -1	ケアラー支援 への対応能力 向上・連携強化	(57)	6(障害者の多様な相談に応じて、その自立と社会参加を 支援するため、民生委員・児童委員、身体障害者相談 員、知的障害者相談員などの研修内容を充実し、その 資質の向上を図ります。また、様々な障害ごとに当事者 やその家族などによるピアカウンセリングも含めた身近 な相談体制を充実します。	富祉部	社会福祉 課	社会福祉総合センター管理運営委託費	埼玉県社会福祉総合センターで運営する福祉研修センターにおいて、「民生委員・ 児童委員研修」を実施した。 ・研修参加者数 62市町村 7,057人	В	事務が予定通り進んでい るため。	

通し					第1期ケ	アラ-	一支持	爰計画上の記載				令和5年度の取組実績	事業評価	証件の理点	C評価の場合
N - 0 .		基本目標	No.	取組の方向性	取組No. 計	画頁	再掲頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	評価の理由	対応·改善策
121	4 %	ケアラーを支え る人材の育成	4-1	ケアラー支援 への対応能力 向上・連携強化	(57)	66		障害者の多様な相談に応じて、その自立と社会参加を 支援するため、民生委員・児童委員、身体障害者相談 員、知的障害者相談員などの研修内容を充実し、その 資質の向上を図ります。また、様々な障害ごとに当事者 やその家族などによるピアカウンセリングも含めた身近 な相談体制を充実します。	福祉部	障害者福祉推進課	身体·知的障害者相談事 業費	・身体障害者結婚相談員の設置し、結婚に関する相談等を実施した。 ・身体障害者相談員活動推進員を設置し、市町村の相談員への相談指導等を131 件行った。また、相談員のスキル向上を図るため、研修会を全4回実施し、参加者は 253人だった。 ・知的障害者相談員活動推進員を設置し、市町村の相談員への相談指導等を39件 行った。また、相談員のスキル向上を図るため、研修会を全3回実施し、参加者は 105人だった。	В	身体障害者相談員活動 員設置事業について予定 どおり実施するとともに、 知的障害者相談員活動 推進事業について予定ど おり実施したため。	
122	4 %	ケアラーを支え る人材の育成	4-1	ケアラー支援 への対応能力 向上・連携強化	(58)	66		発達障害に早期に気づき、早期に適切な支援ができる 人材を育成するため、保育士・幼稚園教諭・市町村職 員・小学校教員等を対象とした研修を実施します。	福祉部	障害者福祉推進課	発達障害総合支援センター事業費	・早期に気付き支援できる人材の体制を継続するため、2,215人を育成した。 ・発達支援サポーター研修(幼稚園・保育所等) 1,143人 ・発達支援マネージャー研修(市町村職員等) 200人 ・幼保と小学校をつなぐ研修(小学校管理職、担任等) 872人 ・医師、看護師等専門研修 1,051人	A	発達障害の知識を有し早期に気づき支援できる人材を目標以上に育成でき、また、医療・療育に携わる専門職の発達障害への理解と知識の向上が図られたため。	
123	4 %	ケアラーを支え る人材の育成	4-1	ケアラー支援 への対応能力 向上・連携強化	(59)	66	:	保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点や児童館 の職員、ファミリー・サポート・センター事業に関わる コーディネーターなどを対象とした研修を活用し、ケア ラーへの理解を深めます。	福祉部			・児童館職員研修の実施(1回) ・ファミリー・サホ [°] ート・センターのアドバイザー研修の実施(1回)	В	予定どおり実施できてい るため。	
124	4 %	ケアラーを支え る人材の育成	4-1	ケアラー支援 への対応能力 向上・連携強化	(59)	66	:	保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点や児童館 の職員、ファミリー・サポート・センター事業に関わる コーディネーターなどを対象とした研修を活用し、ケア ラーへの理解を深めます。	福祉部	 ごども支 援課	保育士研修等事業	保育士等資質向上研修を全15回実施し、1,605名が受講した。	В	予定どおり実施できてい るため。	
125		ケアラーを支え る人材の育成	4-1	ケアラー支援 への対応能力 向上・連携強化	(60)	66		介護離職を防ぐため、専門の相談員が市町村の地域 包括支援センターの職員及びケアマネジャー等に対 し、介護をしながら働くために知っておくべきこと、両立 支援に関する法律や支援制度などの研修を実施しま す。	産業労働 部	多様な働き方推進課	仕事と生活の両立支援事業	専門の相談員が地域包括支援センター等に出向き、地域包括支援センターの職員やケアマネジャー等を対象に、仕事と介護の両立に関する出前講座を実施した。(35回)	В	窓口に相談が寄せられるのを待つだけではなく、こちらから電話で営業をかけ、企業や地域包括支援センター等に出向き、両立支援制度の説明等を行ったため。	

通しい				第1期	ケアラ	一支	援計画上の記載				令和5年度の取組実績	事業評価	証価の理点	C評価の場合
N 0		基本目標	No. 取組の方向性	取組No.	計画頁	再掲頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	評価の理由	対応・改善策
126	4	ケアラーを支え る人材の育成	ケアラー支援 4-1 への対応能力 向上・連携強化	(61)	67		生活困窮者に係る支援員向けの研修を実施し、人材の 育成を支援します。	畐祉部	社会福祉課	生活困窮者自立支援事 業費	県内で生活困窮者支援に当たる支援員に対し、人材養成研修を全4日間実施し、88 人が受講した。	В	仕様書上の目標値を下 回ったが、丁寧な研修に より、支援員の育成に寄 与したため。	
127	4	ケアラーを支え る人材の育成	ケアラー支援 4-1 への対応能力 向上・連携強化	再掲	67		保健師等による家庭訪問による指導や、難病患者や家 族支援を行う訪問相談員の育成を行います。 音	呆健医療 部	疾病対策課	在宅難病患者支援事業 費	・在宅で療養する要支援難病患者やその家族が抱える日常生活上及び療養上の悩みに対して保健師等が訪問を実施し、延411人を支援した。 ・患者や家族の療養生活を支援する訪問相談員の確保と資質の向上を図るため、研修会等を17回実施。	В	実績が伸びているため。	
128	4	ケアラーを支え る人材の育成	ケアラー支援を 4-2 担う県民の育 成	32	68		県政出前講座等により住民や関係団体にケアラー支援 や地域福祉活動の必要性を啓発します。	畐祉部	地域包括ケア課	ケアラー総合支援事業	県政出前講座を実施した。(28回)	В	全ての出前講座申込に対応することができたため。	
129	4	ケアラーを支え る人材の育成	ケアラー支援を 4-2 担う県民の育 成	33	68		認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守 るため、認知症サポーターを養成します。	冨祉部	地域包括ケア課	認知症の人にやさしい地域づくり推進事業	認知症の人と家族が安心して暮らすことができる地域社会を構築するため、認知症 サポーターの養成や市町村認知症施策を推進した。	В	取組実績が概ね予定どお りだったため。	
130	4	ケアラーを支え る人材の育成	ケアラー支援を 4-2 担う県民の育 成	34	68		認知症の人や家族のニーズに合った具体的な支援を 行うための仕組みである「チームオレンジ」の整備を促 進するため、市町村における認知症サポーターに対す るステップアップ研修の実施を支援します。	富祉部	地域包括ケア課	共生のための「チームオ レンジ」構築支援事業	地域において認知症の人やその家族と認知症サポーターをつなげる仕組み「チームオレンジ」の構築を行う市町村を直接支援するオレンジチューターを1名設置し、派遣した。 「チームオレンジ」の構築を支援するために各市町村に配置する、コーディネーター向けの研修やチームオレンジリーダー向けの研修会を実施した。(コーディネーター向けの研修1件参加者109名、チームオレンジリーダー向けの研修会24件)	В	取組実績が概ね予定どおりだったため。	

通しい			第1期	ケアラ	一支	援計画上の記載				令和5年度の取組実績	事業評価	表生の出土	C評価の場合
N - o ·	基本目標	No. 取組の方向性	取組No.	計画頁	再掲頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	評価の理由	対応・改善策
131	4 ケアラーを支え る人材の育成	ケアラー支援を 4-2 担う県民の育 成	F (62)	68		県民に障害や障害者に対する正しい理解を普及するための啓発を行うとともに、手話の普及と手話を使いやすい環境の整備を進めることにより、障害のある人もない人も共に生きる共生社会の実現を図ります。	富祉部	障害者福! 祉推進課 [:]		①手話アドバイザー派遣事業 手話アドバイザーの派遣を実施(6市町) ②手話あいさつ100%運動 手話動画・ポスターを作成し、広報を実施した。そのほか、県内の小学校で手話の特別授業を実施した。	В	市町村での手話施策の推進のため、手話アドバイザーの派遣を実施するとともに、手話動画・ポスターを作成し、手話に関する広報を予定通り実施できたため。	
132	4 る人材の育成	ケアラー支援を 4-2 担う県民の育 成	(63)	68		ボランティア活動など地域福祉活動の支援や、ボラン イマ参加の促進を図ります。	富祉部	社会福祉 注課		埼玉県社会福祉協議会が設置する埼玉県ボランティア・市民活動センターが実施する事業に必要な経費に対して補助をした。	В	事務が予定通り進んでい るため。	
133	4 ケアラーを支え る人材の育成	ケアラー支援を 4-2 担う県民の育 成	(64)	68		地域における福祉教育の一環として、子供から大人まで広く県民を対象にした「彩の国ボランティア体験プログラム事業」などのボランティア体験学習を促進するた		社会福祉 往課		埼玉県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会が実施する事業に必要な経費に 対して補助をした。(55団体)	В	事務が予定通り進んでい るため。	
134	4 ケアラーを支え る人材の育成	ケアラー支援を 4-2 担う県民の育 成	(65)	68		埼玉未来大学、大学の開放授業講座(リカレント教育)など、高齢者の地域社会に参加するためのきっかけづ 者くりや多様な学習の機会を提供します。	冨祉部	高齢者福 <u>.</u> 祉課	予算事業なし	・県内や近隣の23大学と協力して、55歳以上の方々を対象に、大学の授業を受ける機会として、大学解放授業講座を実施し、250人が受講した。	В	大学側の協力によりオン ライン授業等を活用し、コ ロナ禍においても、大学 開放授業講座を継続して 実施できたため。	
135	4 ケアラーを支え る人材の育成	ケアラー支援を 4-2 担う県民の育 成	(65)	68		埼玉未来大学、大学の開放授業講座(リカレント教育)など、高齢者の地域社会に参加するためのきっかけづくりや多様な学習の機会を提供します。	県民生活 部	共助社会が	埼玉未来大学運営による 高齢者活動支援事業費	高齢者の自立と健康長寿、社会貢献活動を支援する「埼玉未来大学」を運営している(公財)いきいき埼玉に対して、補助金を交付した。	В	「埼玉未来大学」を運営している(公財)いきいき埼玉に対して補助金を交付し、高齢者の自立と健康長寿、社会貢献活動を支援したため。	

通 し N			第1期	ケア	ラー支	援計画上の記載				令和5年度の取組実績	事業評価	評価の理由	C評価の場合
0	基本目標	No. 取組の方向性	取組No.	計画頁	再掲頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	計劃の理由	対応・改善策
136	4 ケアラーを支え る人材の育成	ケアラー支援を 4-2 担う県民の育 成	(66)	68		埼玉県老人クラブ連合会による地域福祉活動や高齢者 の健康づくり、ボランティア活動等の支援を行います。	福祉部	高齢者福祉課	老人クラブ活動助成費	埼玉県老人クラブ連合会による地域福祉活動や高齢者の健康づくり、ボランティア 活動等に対して補助金を交付した。	D	県老連が実施する事業に対し助成を行い。団体において適切に事業を実施することができたため。	
137	4 ケアラーを支え る人材の育成	ケアラー支援を 4-2 担う県民の育 成	(67)	68		シニアの地域デビューを後押しするため、魅力やノウハ 県ウを発信します。	県民生活 部	共助社会 づくり課	予算事業なし	共助社会づくり課WEBサイト「埼玉人生100年時代の楽しみ方研究所」等を通じて、住民の社会参加に資する情報提供を行った。	В	共助社会づくり課WEBサイト「埼玉人生100年時代の楽しみ方研究所」等を通じて、住民の社会参加に資する情報提供を行えたため。	
138	4 ケアラーを支え る人材の育成	ケアラー支援を 4-2 担う県民の育 成	(68)	68	3	県民に「埼玉県シラコバト長寿社会福祉基金」への寄附 を呼びかけることで、地域福祉活動に対する理解に努 めます。	福祉部	福祉政策課	ンノコハト女牙仕女佃位	豊かで活力にあふれた長寿社会づくりに資することを目的に、社会福祉の保健福祉活動の推進に要する経費の財源に充てるため、シラコバト長寿社会福祉基金に民間寄附金、運用益金を積み立てた。	В	埼玉県シラコバト長寿社 会福祉基金への寄附を適 切に呼びかけたため。	
139	ヤングケアラー 5 支援体制の構 築・強化	教育機関等に よるヤングケア 5-1 ラー支援体制 の構築	35	69		ヤングケアラーに対し、適切な対応や支援を行うため、 教職員を対象とした研修を充実します。	教育局	人権教育課	人権教育推進事業	人権教育課が主催する市町村教育委員会職員、公立学校長、学校の教職員等を 対象とした研修を全5回実施し、人権教育の推進を図った。	В	予定どおり実施できたた め。	
140	ヤングケアラー 5 支援体制の構 築・強化	教育機関等に よるヤングケア 5-1 ラー支援体制 の構築	36	69		ヤングケアラーに対して、福祉分野と教育分野が連携して適切な支援を行う体制を構築するため、市町村福祉 関係課職員、教育委員会職員、学校の教職員等を対象 とした合同研修を実施します。	福祉部	地域包括ケア課	地域でまるごとヤングケア ラー支援体制整備事業	・教育福祉合同教育委員会、学校等の職員と市町村福祉担当職員等との合同研修 を実施した。(全5回424人)	Α	計画の指標である「ヤン グケアラー支援のための 教育・福祉合同研修の受 講者数1,000人」を達成し たため。	

通しい				第1期	ケアラ	一支	援計画上の記載				令和5年度の取組実績	事業評価	気圧の理力	C評価の場合
N 0		基本目標	No. 取組の方向性	取組No.	計画頁	再掲頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	評価の理由	対応・改善策
141	5	ヤングケアラー 支援体制の構 築・強化	教育機関等に よるヤングケア ラー支援体制 の構築	36	69		ヤングケアラーに対して、福祉分野と教育分野が連携して適切な支援を行う体制を構築するため、市町村福祉 関係課職員、教育委員会職員、学校の教職員等を対象 とした合同研修を実施します。	教育局	人権教育課	該当事業なし	・教育委員会、学校等の職員と市町村福祉担当職員等との合同研修を実施し424人 が受講した。	A	予定より多くの参加者が 研修を受講したため。	
142	5	ヤングケアラー 支援体制の構 築・強化	教育機関等に よるヤングケア ラー支援体制 の構築	再掲	69		児童生徒及び学校関係者等のヤングケアラーに関する 理解を促進するため、元ヤングケアラーや専門家等を 講師とする出張授業を実施します。	教育局	人権教育課	子校にのけるインソング	・元ヤングケアラー及びケアラーに関する有識者の講演会と福祉部及び教育局の職員による説明会をセットで行うヤングケアラーサポートクラスを全16回(市町村)実施し、ヤングケアラーの概念を広めるとともに、教育と福祉が円滑に連携できる環境の整備を図った。 ・指導資料(R4作成)等を活用したヤングケアラーに関する授業と、学校の実情に応じたヤングケアラー支援策をセットにした学校独自のヤングケアラーサポートクラス(自走式ヤングケアラーサポートクラス)を、県立高校21校22課程で実施した。	C	・県立高校を対象にした 自走式ヤングケアラーサ ポートクラスが予定の校 数に達しなかったため。	・未実施の学校が取り組みやすいように優良な実践例を共有するとともに、校長会を通じて実施を促していく。
143	5	ヤングケアラー 支援体制の構 築・強化	教育機関等に よるヤングケア ラー支援体制 の構築	37	69		スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを 活用するとともに、市町村が行う教育相談体制の整備 を支援するなど、教育相談活動を推進します。	教育局	生徒指導課	事業	・スクールカウンセラーを公立学校1,087校、教育事務所4所、県立総合教育センター2所に配置するとともに、スクールカウンセラーによるオンライン相談を週5日間開設した。 ・スクールソーシャルワーカーを59市町村に76名、拠点となる高等学校に32校、教育事務所4所に配置するとともに、スクールソーシャルワーカーによるオンライン相談を週2日間開設した。 ・中学校相談員の配置事業を実施する62市町村(さいたま市を除く)に対し助成した。	D	予定どおり実施できてい るため。	
144	5	ヤングケアラー 支援体制の構 築・強化	教育機関等に よるヤングケア ラー支援体制 の構築	38	69		スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに 対し研修を通じて、ヤングケアラーへの支援に関する理 解促進を図ります。	教育局	生徒指導課	いじめ・不登校対策相談 事業	スクールソーシャルワーカーへの研修等において、ヤングケアラーをテーマとするなど、事例研究や協議等を全6回実施した。	В	予定どおり実施できてい るため。	
145	5	ヤングケアラー 支援体制の構 築・強化	教育機関等に よるヤングケア ラー支援体制 の構築	39	69		学校には直接相談できない子供たちの様々な悩みや 不安等に対応するため、電話やSNSなどを活用した学 校外の相談体制の整備に取り組みます。	教育局	総合教育 センター (生徒指 導課)	教育相談事業	・いじめ・不登校等の悩みを抱えた児童生徒や保護者のため、電話相談を毎日24時間実施し、その解消を図った。(相談件数9,847件)	В	予定どおり実施できてい るため。	

通しい				第1期	ケア	ラー支	援計画上の記載				令和5年度の取組実績	事業評価	評価の理由	C評価の場合
0	基本目標	No.	取組の方向性	取組No.	計画頁	再掲頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	計画の理由	対応·改善策
146	ヤングケアラー 5 支援体制の構 築・強化	5 -1	教育機関等に よるヤングケア ラー支援体制 の構築	39	69		学校には直接相談できない子供たちの様々な悩みや 不安等に対応するため、電話やSNSなどを活用した学 校外の相談体制の整備に取り組みます。	教育局	生徒指導課	SNSを活用した教育相談 体制整備事業	SNSを活用した相談窓口を開設し、県内の中学生・高校生が抱える様々な悩みや不安等に対応した。(相談件数1,448件)	В	予定どおり実施できてい るため。	
147	ヤングケアラー 5 支援体制の構 築・強化	5-2	地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	R4新規			i i	福祉部	こども安 全課	市町村ペアレントトレーニ ング等支援事業費	子どもとの関わり方や子育てに悩みを抱えている子育て家庭に対して、家事支援・ 育児支援を実施する市町村に補助金を交付した。	В	市町村への説明および、 支援を行い、円滑に補助 金業務を行ったため。	
148	ヤングケアラー 5 支援体制の構 築・強化	5-1	教育機関等に よるヤングケア ラー支援体制 の構築	(69)	69		校内指導体制を確立し、児童生徒一人一人に対する理解に基づいた生徒指導を推進するとともに、関係機関等と連携・協働し、問題行動に対して組織的に対応する指導体制の充実を支援します。	教育局	生徒指導課	いじめ・非行防止学校支 援推進事業	・さいたま市を除く公立全小・中・義務教育・高等・特別支援学校を対象に、生徒指導 主任等研究協議会を全4回開催した。 ・警察等の関係機関との連携により、非行防止教室等を。私学、さいたま市を除く全 公立小・中・義務教育・高等学校1,206校で開催した。	В	予定どおり実施できてい るため。	
149	ヤングケアラー 5 支援体制の構 築・強化	5-1	教育機関等に よるヤングケア ラー支援体制 の構築	(70)	70		人権尊重の理念や様々な人権問題に対する理解を学校・家庭・地域において深めるため、人権教育の推進を 図る協議会を開催します。	教育局	人権教育 課	人権教育推進事業	埼玉県人権教育推進協議会を全2回開催した。	В	協議会を予定通り開催できたため。	
150	ヤングケアラー 5 支援体制の構 築・強化	5 -1	教育機関等に よるヤングケア ラー支援体制 の構築	(71)	70		学習の遅れがちな生徒を支える、地域の人材を活用した市町村の取組を支援します。	教育局	義務教育 指導課	放課後子供教室推進事 業	・地域の人材等を活用し、学習が遅れがちな中学生等に対して地域と学校の連携・協働による学習支援を行う中学生学カアップ教室事業を充実するため、事業を実施する13市町63校に補助金を交付し、支援した。	_	申請のあった市町に対して、予定通り補助金の交付による支援を実施した ため。	

通しい				第1期	ケアラ	一支	援計画上の記載				令和5年度の取組実績	事業評価	証法の理点	C評価の場合
N 0		基本目標	No. 取組の方向性	取組No.	計画頁	再掲頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援 持	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	評価の理由	対応·改善策
151	ヤ 5 築	ングケアラー 接体制の構 ・強化	教育機関等に よるヤングケア ラー支援体制 の構築	(72)	70		私立学校内の相談体制の確立のためスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置に対する支 援を行います。	忩務部	学事課	私立学校運営費補助	・教育相談体制の整備としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等 の活用を実施した全54校に補助金を交付した。	В	配置している学校に対し て必要な支援を実施する ことができたため。	
152	5 支	ングケアラー :援体制の構 :・強化	地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	40	71		ヤングケアラーへの適切な支援につなげるため教育機 関と福祉部門の連携が図られやすくなるよう、検討する 場を設けます。	畐祉部	地域包括ケア課	予算外事業	・庁内連絡会議を実施し、関係各課で情報共有を行った。	В	予定どおり実施できたた め。	
153	5 支	ングケアラー 援体制の構 ・強化	地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	41	71		ヤングケアラーへの適切な支援につなげていくために、 児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉部局などの関係部 署との連携が図られるよう支援します。	畐祉部	地域包括 ケア課	制構築事業費	・総合相談支援体制を構築しようとする市町村及び課題を抱える市町村に対しアドバイザーを7市町に9回派遣した。 ・市町村の総合相談支援体制を担う人材の育成及び市町村間の情報交換会を全2回実施した(参加者数:385名)。	В	実施主体である市町村の ニーズに対し、予定どおり 支援したため。	
154	5 支	ングケアラー 援体制の構 ・強化	地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	42	71		要保護児童対策地域協議会において関係機関や団体が連携して適切に支援できるよう、ヤングケアラーに対 福する理解を深めるための周知を図ります。	冨祉部	こども安 全課	市町村要対協等支援事 業	・市町村が設置する要保護児童対策地域協議会に要する費用の一部を補助した。	В	交付申請を行う市町村が 増加しており、各市町村 の要対協の機能強化が 図られたため。	
155	5 支	ングケアラー 接体制の構 ・強化	地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	43	71		ヤングケアラー自身が抱える悩みを相談する場となる オンラインサロンを開催し、同様の経験を持つ元ヤング 福 ケアラーとの交流を促進します。	畐祉部	地域包括ケア課	地域でまるごとヤングケア ラー支援体制整備事業	・ヤングケアラー向けのオンラインサロンの設置・運営を行い、全16回延べ330人が参加した。	В	YouTubeライブを活用するなど、運営方法を工夫することで、着実に参加者数を伸ばすことができたため。	

通しい				第1期	ケア	ラー支	援計画上の記載				令和5年度の取組実績	事業評価	評価の理由	C評価の場合
0	基本目標	No.	取組の方向性	取組No.	計画頁	再掲頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	計劃の埋田	対応・改善策
156	ヤングケアラー 5 支援体制の構 築・強化	5-2	地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	44	71		親子関係などの悩みに関し、子供たちが相談しやすいようSNSを活用した相談窓口を開設し、対応します。	福祉部	こども安 全課	SNSを活用した児童虐待 相談事業	・子育てに悩みを抱える保護者や子供本人からの相談に対するSNS相談窓口の設置・運営を行った。	В	相談窓口の登録者数が 増加しており、当初の予 定通りの運用ができてい るため。	
157	ヤングケアラー 5 支援体制の構 築・強化	5-2	地域における ヤングケアラー 支援体制の構築	45	71		家族関係などに悩むヤングケアラーからの相談を受ける「子どもスマイルネット」において、本人の気持ちに寄り添って話を聞き、悩みに関する相談を行います。	福祉部	こども安 全課	子供と家庭電話相談事業 費	・電話相談窓口「子どもスマイルネット」を運営し、祝日及び年末年始等を除く毎日 10:30から18:00まで、子供本人や保護者等からの相談を受け付けた。	В	祝日及び年末年始等を除く毎日、子どもスマイル ネットを運営し、子供本人 や保護者等からの相談に 応じることができたため。	
158	ヤングケアラー 5 支援体制の構 築・強化	5-2	地域における ヤングケアラー 支援体制の構築	R4新規			**************************************	福祉部	地域包括 ケア課	地域でまるごとヤングケア ラー支援体制整備事業	・ヤングケアラー向けのSNSを活用した相談窓口を設置・運営した。 ・登録者数794人(令和6年7月10日時点)	В	予定どおり実施できてい るため。	
159	ヤングケアラー 5 支援体制の構 築・強化	5-2	地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	R4新規			₹	福祉部	地域包括ケア課	地域でまるごとヤングケア ラー支援体制整備事業	・ヤングケアラー支援コーディネーターを設置し、市町村や市町村社会福祉協議会 等への助言等を行った(対応件数:122件)。 ・「埼玉県におけるヤングケアラー支援スタートブック」の配布、周知を行った。	В	予定どおり実施できてい るため。	
160	ヤングケアラー 5 支援体制の構 築・強化	5-2	地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	再掲			À	福祉部	地域包括ケア課	地域でまるごとヤングケア ラー支援体制整備事業	・主任児童委員、民生・児童委員、子どもの居場所運営者等向けの研修を実施した。(全5回326人)	A	計画の指標である「ケアラーを支える人材育成数3,000人」を達成したため。	

通しい				第1期	ケアラ	一支	援計画上の記載				令和5年度の取組実績	事業評価	証価の理由	C評価の場合
N 0	基	基本目標	No. 取組の方向性	取組No.	計画頁	再掲頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	評価の理由	対応·改善策
161	ヤンク 5 支援(築・強	グケアラ ー 体制の構 強化	地域における ヤングケアラー 5-2 支援体制の構 築	(73)	71		困難を抱える若者の支援を円滑に行うため、支援機関・団体のネットワークを形成し、情報共有や支援者のスキルアップを図ります。	県民生活 部	青少年課	若者支援協議会運営等 事業費	・若者支援協議会(代表者会議1回、実務者会議2回、意見交換会1回)を開催した。 ・若者支援に携わる支援者を対象にスキルアップ研修会を全3回開催した。 ・埼玉県若者支援協議会ホームページ「埼玉県若者支援ネット」を通して、研修会や 団体の活動に関する情報の発信を行った。 ・困難を抱える子供・若者支援のためのネットワークづくり等に関する調査を実施した。 ・若者支援の機運醸成を目的とした自治体向けの研修会を1回開催した。	В	協議会や研修会等の実施により、支援機関・団体のネットワークを形成し、情報共有や支援者のスキルアップを図ることができたため。	
162	ヤング 5 支援(築・強	グケアラ ー 体制の構 食化	地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	(74)	71		子供たちの悩み相談を電話やチャットで受け止める「さいたまチャイルドライン」の実施主体であるNPO等の団体の活動を支援します。	保健医療 部	疾病対策課	自殺対策総合推進事業費	NPO法人さいたまチャイルドラインが実施する相談員の資質向上のための研修費用等を補助した。 ・新規電話相談員の養成講座13回+補講8回実施 ・チャット相談員の養成講座11回実施	В	当初の予定通り補助を実 施し団体の活動を支援で きたため。	
163	ヤンク 5 支援(築・強	グケアラー 体制の構 強化	地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	再掲	71		子ども食堂などの立ち上げ支援をするアドバイザーを 養成し、各地に派遣します。	福祉部	こども支 援課	子供の居場所づくり支援 事業	・こどもの居場所づくりアドバイザーの派遣を123件、実地研修38件を実施し、27件の新規立上げにつながった。 ・子供のEQ向上のため、子供の居場所18団体に、国際交流体験・消防体験・サッカー教室などの体験活動や学習支援を行う講師等を派遣した。	В	予定どおり実施できてい るため。	
164	ヤンク 5 支援(築・強	グケアラー 体制の構 食化	地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	(75)	72		各市町村において、子供の貧困状況を調査・把握し、効 果的な施策が展開できるよう働き掛けます。	福祉部	こども支 援課	子供の居場所づくり支援事業	・9市町(川口市、熊谷市、飯能市、新座市、桶川市、飯能市、久喜市、小鹿野町、松 伏町、嵐山町)と連携し、小学校5年生の児童及びその保護者、中学校2年生の生徒 及びその保護者を対象に、調査を実施した。 対象人数:4,462人 回答数:3,209人(有効回収数) 回収率:71.9% 調査結果:等価世帯収入が中央値の1/2未満(いわゆる「生活困難層」)の割合は 10.3%であった。	В	予定どおり実施できてい るため。	
165	ヤング 5 支援(築・強	ゲケアラ ー 体制の構 食化	地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	(76)	72		子供の権利侵害の問題を解決するため、子どもの権利 擁護委員会において子供からの意見聴取を行い、子供 の権利擁護に取り組みます。また、専門家による委員 会で審議し、必要に応じて調査や是正の働き掛けなど を行います。	福祉部	こども安 全課	子供の権利擁護事業費	・子どもの権利擁護委員会を開催し、子供の権利擁護を図った。(計18回開催)	В	子どもの権利擁護委員会 を開催し、子供の権利擁 護を図ることができたた め。	

通しい				第1期ケア	ラー支	援計画上の記載				令和5年度の取組実績	事業評価	製作の照 由	C評価の場合
N - 0 .	基本	本目標	No. 取組の方向	生 取組No. 計画頭	頁 再掲頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	評価の理由	対応•改善策
166	ヤング 支援体 築・強化	ゲアラー S制の構 化	地域における ヤングケアラ 支援体制の 築	_ 再掲	72	ケアラーからの相談などに対応するため、重層的な支援体制(包括的な相談支援体制)の整備に取り組む市町村に対し、地域包括ケア総合支援チームによる支援やアドバイザーの派遣などを行います。	福祉部	地域包括ケア課		・地域包括ケアシステムの構築の加速化のため、支援ロードマップに基づき、全市 町村を訪問し市町村の状況に合わせたきめ細やかな支援を実施した。	В	全市町村を訪問し、市町村の状況に応じた支援を行ったため。	
167	ヤング 支援体 築・強化	ゲアラー S制の構 化	地域における ヤングケアラ 支援体制の 築	_ 再掲	72	市町村における相談支援体制(重層的支援体制整備 事業)に関する先進事例の情報を提供します。	福祉部	地域包括ケア課		・市町村の総合相談支援体制を担う人材の育成及び市町村間の情報交換会を全2 回実施した(参加者数:385名)。	В	実施主体である市町村の ニーズに対し、予定どおり 支援したため。	
168	ヤング 支援体 築・強化	・ ケアラー ×制の構 化	地域における ヤングケアラ 支援体制の 築	_ 再掲	72	地域包括支援センター及び在宅医療連携拠点を広域 的に支援するとともに、地域における認知症の方への 対応力を強化していく観点から在宅医療・介護連携推 進事業を実施する市町村を支援します。	福祉部	地域包括ケア課	地域包括ケアシステム構築促進事業	・在宅医療・介護連携推進事業研修を全1回実施した(参加者数48名)。	В	実施主体である市町村の ニーズに対し、予定どおり 支援したため。	
169		ゲアラー 気制の構 化	地域における ヤングケアラ 支援体制の 築	_ 再掲	72	地域包括支援センター及び在宅医療連携拠点を広域 的に支援するとともに、地域における認知症の方への 対応力を強化していく観点から在宅医療・介護連携推 進事業を実施する市町村を支援します。	保健医療部	医療整備課	地域包括ケア推進のため の在宅医療提供体制充 実支援事業	・在宅医療連携拠点の機能強化研修を全2回実施した。	A	講義による座学研修とグループワーク研修の併用により、在宅医療連携拠点の機能強化に資する研修としたため。	
170	ヤング 5 支援体 築・強化	ケアラー ×制の構 化	地域における ヤングケアラ 支援体制の 築	再掲	72	障害者とその家族に対する相談支援の充実を図るため、福祉事務所、児童相談所、保健所、更生相談所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター及び高次脳機能障害者支援センターなどの専門機関としての機能の充実を図り、各種相談事業を推進します。	福祉部	障害者福祉推進課	発達障害者支援体制整 備事業費	・発達障害者支援センター(まほろば)において、19歳以上の発達障害者やその家族等から相談を受けたほか、関係機関に対する研修などの人材育成や助言・指導を行った。(相談支援:2,756件)・地域における発達障害児・者の支援体制の整備などについて検討を図るため、発達障害者支援地域協議会を開催した。(2回)	В	19歳以上の発達障害者やその家族等の相談に適切に対応するとともに、地域協議会開催を予定通り開催したため。	

通 し N				第1期 ⁻	ケアラー	支援計画上の記載					令和5年度の取組実績	事業評価	評価の理由	C評価の場合
0	基本	k目標 N∈	o. 取組の方向性	取組No.	計画頁再	景頁 県の主な取組・支援		担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	計劃の珪田	対応・改善策
171	ヤング 5 支援体 築・強化	:制の構 5-	地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	再掲	72	め、福祉事務所、児童相 精神保健福祉センター、 高次脳機能障害者支援・	「る相談支援の充実を図るた談所、保健所、更生相談所、発達障害者支援センター及びセンターなどの専門機関として種相談事業を推進します。	福祉部	こども安 全課	川町竹女内脇寺又坂宇	市町村が児童福祉施設・里親等と連携して実施する短期入所生活援助(ショートステイ)事業及び夜間養護等(トワイライトステイ)事業に対して費用の一部を補助した。(20市町)	В	ショートスティ事業に加えて、トワイライトステイ事業を拡充する市町村が増え、また里親連携についても申請が増加しているため。	
172	ヤンググ 5 支援体 築・強化	:制の構 5-	地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	再掲	72	圏域ごとに保健、医療、社を設置することによって、 業者、市町村などが情報 る支援体制を構築します	福祉の関係者による協議の場 精神科医療機関、地域援助事 を共有し、重層的な連携によ 。	^喜 福祉部	障害者福祉推進課	精神障害に対応した地域 包括ケアシステム構築事 業費	・精神障害に対応した地域包括ケアシステム構築推進に係る協議の場について、全 13圏域で実施。人材育成研修も全13保健所で実施。	A	令和5年度末時点で、協議の場が全13保健所で設置された。市町村における協議の場も62市町村で設置され、支援体制の構築が推進されているため。	
173	ヤンググ 5 支援体 築・強化	ケアラー 制の構 5- と	地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	再掲	72	市町村の障害者相談支持福祉サービスの利用や自するため、市町村相談支議会(市町村が設置する会」。)への専門部会の設設置など、障害者とその対応できるような体制づく	援事業の実施を支援し、様々な 目立のための相談体制を充実 援体制の中核的役割を担う協 障害者総合支援法上の「協議 设置や基幹相談支援センターの 家族のニーズにきめ細やかに くりを支援します。	ぶ R 福祉部 D	障害者支 援課	ケアラー支援事業費 ホームヘルプサービス事	市町村の課題やニーズを把握のうえ、専門職のアドバイザーを派遣して地域生活支援拠点などの立ち上げ支援等を行った。 派遣か所数 41箇所	Δ	市町村への働きかけの結果、利用実績が令和3年度から増加したため。	
174	ヤンググ 5 支援体 築・強化	:制の構 │ 5-	地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	再掲	72	地域生活支援拠点を市町を付ける。	町村又は各圏域に少なくとも一 と連携して取り組みます。	福祉部	障害者支援課	地域で暮らす障害児者・ケアラー支援事業費 ホームヘルプサービス事 業費	市町村の課題やニーズを把握のうえ、専門職のアドバイザーを派遣して地域生活支援拠点などの立ち上げ支援等を行った。 派遣か所数 41箇所	Ι Α	市町村への働きかけの結果、利用実績が令和3年度から増加したため。	
175	ヤング/ 5 支援体 築・強化		地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	再掲	72	ショートステイやデイサー 息しリフレッシュできる環 できるようサービスの充実 村と連携して取り組みます	-ビスの活用など、一時的に休 境を整備し、必要な時に利用 実とケアラーへの周知に市町 す。	福祉部	高齢者福祉課	特別養護老人ホーム等整備事業	特別養護老人ホーム及び併設ショートステイ等の整備費を補助するとともに、施設の開設状況について、ホームページで周知した。	В	特別養護老人ホームの必要入所(利用)定員総数における令和5年度末40,746床に対して、455施設39,567床(97.1%)が整備されるとともに、着実な周知を実施したため。	

通 し _N				第1期	ケアラ-	一支持	爰計画上の記載				令和5年度の取組実績	事業評価	評価の理由	C評価の場合
0		基本目標	No. 取組の方向性	取組No.	計画頁		県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援 技	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	計画の埋田	対応・改善策
176	5 支持	ングケアラー 爱体制の構 ・強化	地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	再掲	72	Į.	レョートステイやデイサービスの活用など、一時的に休息しリフレッシュできる環境を整備し、必要な時に利用できるようサービスの充実とケアラーへの周知に市町付と連携して取り組みます。	畐祉部		地域で存りり降古近日・	・医療的ケアが必要な重症心身障害児者をショートステイやデイサービスで受け入れた事業所に対し、補助金を交付した。 ・実施市町村数46市町	Α	実施市町村が増加し、利 用実績が昨年度の実績を 上回ったため。	
177	5 支持	ングケアラー 爰体制の構 ・強化	地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	再掲	73	1	忍知症の人やその家族に対し、電話相談窓口の設置 や交流集会等の開催により、認知症の知識や介護技 福 所の提供及び精神面の支援を行います。	畐祉 部	地域包括ケア課	認知症ケア支援事業	・認知症電話相談として852件の対応があったほか、交流集会を114回開催し1,208 名の参加があった。	В	取組実績が概ね予定どおりだったため。	
178	ヤン 5 築・	ングケアラ ー 爰体制の構 ·強化	地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	再掲	73		身体障害者・知的障害者の家族の悩み等に関する相 炎会や研修会、交流会を行う家族会等の団体の活動を 支援するとともに、市町村の相談員のスキル向上を図 ります。	畐祉部	障害者福 祉推進課	身体·知的障害者相談事 業費	・身体障害者結婚相談員の設置し、結婚に関する相談等を実施した。 ・身体障害者相談員活動推進員を設置し、市町村の相談員への相談指導等を131 件行った。また、相談員のスキル向上を図るため、研修会を全4回実施し、参加者は 253人だった。 ・知的障害者相談員活動推進員を設置し、市町村の相談員への相談指導等を39件 行った。また、相談員のスキル向上を図るため、研修会を全3回実施し、参加者は 105人だった。	В	身体障害者相談員活動 員設置事業について予定 どおり実施するとともに、 知的障害者相談員活動 推進事業について予定ど おり実施したため。	
179	5 支持	ングケアラー 爰体制の構 ·強化	地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	再掲	73	 	情神障害者の家族(精神障害のある親を持つ子供を含い。)を対象に交流会を実施し、障害者を支える家族が 目談相手になることともに、家族同士の交流の機会を 持つ「精神障害者の家族による家族支援」に取り組み ます。	畐祉部	障害者福祉推進課	地域精神保健事業費	・埼玉県精神障害者家族会連合へ、家族電話相談、家族による家族学習会等のピアカウンセリング事業を委託し実施しており、延220件の相談に対応・埼玉県精神障害者団体連合ポプリへ電話相談等の「ピアカウンセリング事業を委託し実施しており、延515件の相談に対応	В	家族および当事者ならではの強みを生かしながら、安定的な相談支援活動が実施されているため。	
180	5 支持	ングケアラー 爱体制の構 ·強化	地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	再掲	73	[]]]	高次脳機能障害とその家族に対する地域での支援を 充実するため、医療、福祉、介護などの支援に関わる 競員に対する研修やピアカウンセリングなどを実施しま す。	畐祉部	障害者福 祉推進課	同久脳版化件ロイス版 といません おんしゅうしゅう	・市町村職員等向け及び医療関係者向け専門研修の実施 7回 ・ピア・カウンセリング事業の実施 電話相談週2回、地域相談会20回の開催 ・県民向け高次脳機能障害理解促進セミナーの開催 1回	Α	高次脳機能障害者とその 家族に対する相談支援の 充実や、オンラインを活用 した関係職員に対する研 修を実施したため。	

通しい		第1期ケアラー支援計画上の記載								令和5年度の取組実績	事業評価	証体の 理点	C評価の場合
N - 0	基本目	標 No	別組の方向性	取組No. 計画	頁 再掲頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	評価の理由	対応・改善策
181	ヤングケフ 5 支援体制 築・強化	⁷ ラー の構 5-	地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	再掲	73	高次脳機能障害当事者や家族の相談を受ける電話相 談と地域交流(相談)会を実施し、支援につなげます。	福祉部	障害者福祉推進課	高次脳機能障害者支援 強化事業	・高次脳機能障害者支援センターの運営 相談受付、支援コーディネーター派遣 相談受付4,722件(委託医療機関窓口である2病院での相談件数を含む) 支援コーディネーター派遣43件 ・ピア・カウンセリング事業の実施 電話相談週2回、地域相談会20回の開催	A	高次脳機能障害者とその 家族に対する相談支援の 充実や、オンラインを活用 した関係職員に対する研 修を実施したため。	
182	ヤングケフ 5 支援体制 築・強化	⁷ ラー の構 5-	地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	再掲	73	医療的ケアを必要とする超重症心身障害児等を在宅で介護する家族が一時的に休息しリフレッシュできる環境を充実するため、対象児等をショートステイ及びデイサービスで受け入れた施設を支援します。	福祉部	障害者支援課	地域で春りり降古元日・	・医療的ケアが必要な重症心身障害児者をショートステイやデイサービスで受け入れた事業所に対し、補助金を交付した。 ・実施市町村数46市町	A	実施市町村が増加し、利 用実績が昨年度の実績を 上回ったため。	
183	ヤングケフ 5 支援体制 築・強化	プラー の構 5-	地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	再掲		小児慢性特定疾病児童等を養育している親等が日常生活を送る上で抱えている不安や悩みに対して、小児慢性特定疾病児童等を養育していた親等による助言及び相談等を行うピアカウンセリングを実施し、小児慢性特定疾病児童等を養育している親等の負担軽減を図るとともに、子どもの日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図ります。また、必要なピアカウンセラーを養成します。	福祉部	健康長寿課		・ピアカウンセリング及び研修会を全4回実施し、合計34名参加した。 ・小児慢性特定疾病児童等の養育経験のある保護者等が、ピアカウンセリングを行うための知識や技術を習得するため、研修を全1回実施し、15名が参加した。	В	予定どおり、全ての事業を実施したため。	
184	ヤングケフ 5 支援体制 築・強化		地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	再掲	73	ケアラー、難病患者の療養生活を支援するため、ケア ラーが一時的に介護から解放され、休息しリフレッシュ できること等を目的に、人工呼吸器を装着している病状 安定在宅難病患者を対象にした一時入院を行います。	保健医療部	疾病対策課	在宅難病患者支援事業 費	・ケアラーの休養(レスパイト)や冠婚葬祭等の行事、病気等で介護が出来ない時などに、一時的に医療機関に入院できるよう、難病診療連携コーディネーターがコーディネートを行った。 ・45件 延べ346日	В	実績が伸び続けているた め。	
185	ヤングケフ 5 支援体制 築・強化	プラー の構 5-	地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	再掲	73	難病相談支援センターにおいて、難病患者とその家族 の療養生活等を支援します。	保健医療部	疾病対策課		 ・病気、医療、日常生活に関する専門的な相談支援を5,283件実施した。 ・患者や相談員に対する講演会・研修会を全6回実施した。 	В	相談支援がコロナ流行前 の状況に回復しつつある ため。	

通しい				第1期ケア	ラー支	援計画上の記載			令和5年度の取組実績		事業評価	気体の理力	C評価の場合
N - 0	基本目	l標 No	カ. 取組の方向性	取組No. 計画頁	再掲頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	評価の理由	対応・改善策
186	ヤングケ ⁻ 5 支援体制 築・強化	アラー の構 5-	地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	再掲 7	3	地域包括支援センター、民生委員・児童委員、自治体、 ボランティア、ライフライン事業者が連携した要援護高 齢者等支援ネットワークを充実させ、高齢者等の見守り 体制の整備を支援します。	福祉部	地域包括ケア課		・埼玉県要援護高齢者等支援ネットワーク会議(研修会)を開催し、154名の参加があった。	В	取組実績が概ね予定どおりだったため。	
187	ヤングケ ^元 5 支援体制 築・強化	アラー の構 5-	地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	再掲 7	3	若年性認知症に関するリーフレットの配布、県の専門 相談窓口の設置と相談窓口への若年性認知症支援 コーディネーターの配置などを推進します。	福祉部	地域包括ケア課	右十に応加症肥艰推進	・若年性認知症の人やその家族を総合的に支援するためコーディネーターを配置 し、居場所づくり、普及啓発、個別の相談対応などを実施した。(つどいの開催12回、 普及啓発講演等14回、個別相談1,596件)	В	取組実績が概ね予定どおりだったため。	
188	ヤングケ [†] 5 支援体制 築・強化	アラー の構 5-	地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	再掲 7	4	若年性認知症の人の就労継続等支援を行います。また、若年性認知症カフェなど若年性認知症の人の活動で の場の拡大等を図ります。	福祉部	地域包括ケア課		・若年性認知症の人の就労を総合的に支援するためコーディネーターを配置し、企業等に対する理解促進、個別の相談対応などを実施した。(相談対応268件、企業訪問11件)	В	取組実績が概ね予定どおりだったため。	
189	ヤングケ ⁻ 5 支援体制 築・強化	アラー の構 5-	地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	再掲 7		障害者の自立した生活を支援するため、ホームヘルプサービスなどの訪問系サービスを充実し、全ての障害者を対象とした事業所の拡充とサービスの質の向上を図ります。また、障害児(者)生活サポート事業や全身性障害者介助人派遣事業を実施する市町村を支援します。	福祉部	障害者支援課	ホームヘルプサービス事業費	・日常生活に支障のある障害者の自立した生活を支援するため、ホームヘルプサービスサービスにかかる介護給付費を支給した63市町村に対し、負担金を交付した。	В	ホームヘルプサービス サービスにかかる介護給 付費を支給した市町村に 対し、負担金を交付したた め。	
190	ヤングケ [†] 5 支援体制 築・強化	アラー の構 5-	地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	再掲 7	4	障害児やその家族が、身近な地域で継続的な相談を受けられる体制を構築するため、障害児支援利用計画を 作成する相談支援事業所の運営を支援します。	거급 커L 立[7		ホームヘルプサービス事 業費	「サービス利用計画作成費」に係る給付費をおよび、「地域相談支援」の利用に係る 給付費を支給した市町村に対し負担金を交付した。	В	「サービス利用計画作成費」に係る給付費をおよび、「地域相談支援」の利用に係る給付費を支給した市町村に対し負担金を交付したため。	

通しい		第1期ケアラー支援計画上の記載								令和5年度の取組実績	事業評価	評価の理由	C評価の場合
0	基本目	標 No	の 取組の方向性	取組No. 計画頁	再掲頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	計画の珪田	対応•改善策
191	ヤングケフ 5 支援体制の 築・強化	' ラー の構 5-	地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	再掲 7	4	子どもが発達障害と診断された親等に対し、発達障害 の子どもを育てた経験のある親(ペアレントメンター)が 先輩として適切な情報提供をするなど支援します。	福祉部	障害者福祉推進課	発達障害総合支援セン ター事業費	・ペアレントメンター相談事業 交流・相談会 10回 ・ストレス解消!楽しい子育て応援講座 1回 ・ペアレントプログラム支援者育成研修等 1クール(6日間)×2回 ・ペアレントトレーニング指導者育成研修 1クール(2日間)×1回 ・ペアレントトレーニング指導者実践研修 1クール(8日間)×1回	В	親への支援を行い発達障害児の子育てに対する悩みや孤立感を軽減するとともに、親への支援を行うことができる人材を予定通り育成できたため。	
192	ヤングケ7 5 支援体制の 築・強化	' ラー の構 5-	地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	再掲 7	4	高次脳機能障害者及びその家族が、身近な地域で適切な支援が受けられるよう、総合リハビリテーションセンターに設置した高次脳機能障害者支援センターを核として、市町村、相談支援事業所、医療機関などと連携を密にし、支援のネットワークを構築します。	福祉部	障害者福祉推進課	同グ脳饭肥牌古日又版	・市町村職員等向け及び医療関係者向け専門研修の実施 7回 ・ピア・カウンセリング事業の実施 電話相談週2回、地域相談会20回の開催 ・県民向け高次脳機能障害理解促進セミナーの開催 1回	A	高次脳機能障害者とその 家族に対する相談支援の 充実や、オンラインを活用 した関係職員に対する研 修を実施したため。	
193	ヤングケ7 5 支援体制の 築・強化	? ラー の構 5-	地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	再掲 7	4	医療的ケアが必要な障害児が適切な支援を受けられる よう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関 の連携促進に努めます。	福祉部	地域包括ケア課	在一个工能和证据来证据 重要	・若年性認知症の人やその家族を総合的に支援するためコーディネーターを配置 し、居場所づくり、普及啓発、個別の相談対応などを実施した。(つどいの開催12回、 普及啓発講演等14回、個別相談1,596件)	В	取組実績が概ね予定どおりだったため。	
194	ヤングケ7 5 支援体制(築・強化		地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	再掲 7	4	精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、地域移行支援や地域定着支援など、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)に対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む市町村を支援します。	福祉部	障害者福祉推進課	精神障害に対応した地域 包括ケアシステム構築事 業費	・医療や福祉サービスにつながりにくい精神障害者などを対象として、医師、精神保健福祉士等の多職種によるアウトリーチ事業を2圏域で実施し、計471名に対し、991回の訪問支援を行った・相談支援事業所等にピアサポートコーディネーターを配置し、精神障害者の地域以降や退院後の孤立を防ぐため、グループワークを103回、個別支援を119回実施した	A	アウトリーチの対象者数は増加し、新規支援事例の90%程度に支援成果が見られているため。また、ピアサポート活動については新型コロナウイルスの感染拡大の影響が軽減し、グループワークや個別支援の件数が増加したため。	
195	ヤングケフ 5 支援体制の 築・強化	⁷ ラー の構 5-	地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	再掲 7	4	精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活ができるよう、地域移行支援や地域定着支援など、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)に 対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む市町村を支援します。	福祉部	▋援課	地域で暮らす障害児者・ケアラー支援事業費 ホームヘルプサービス事 業費	市町村の課題やニーズを把握のうえ、専門職のアドバイザーを派遣して地域生活支援拠点などの立ち上げ支援等を行った。 派遣箇所数 41箇所	A	市町村への働きかけの結果、利用実績が令和3年度から増加したため。	

通し		第1期ケアラー支援計画上の記載					援計画上の記載		令和5年度の取組実績		事業評価	評価の理由	C評価の場合		
N - 0 .	基	基本目標	No.	取組の方向性	取組No.	計画頁	再掲頁	県の主な取組・支援/関連する主な取組・支援	担当部	担当課	予算事業名	取組内容	(R6.3.31現在)	計画の理由	対応•改善策
196	ヤン 5 支援 築・引	·グケアラー 養体制の構 強化	5-2	地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	再掲	74		保健師等による家庭訪問による指導や、難病患者や家族支援を行う訪問相談員の育成を行います。	保健医療部	疾病対策課	費	・在宅で療養する要支援難病患者やその家族が抱える日常生活上及び療養上の悩みに対して保健師等が訪問を実施し、延411人を支援した。 ・患者や家族の療養生活を支援する訪問相談員の確保と資質の向上を図るため、研修会等を17回実施。	В	実績が伸びているため。	
197	ヤン 5 支援 築・引	·グケアラー 後体制の構 強化	5-2	 地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	再掲	74	L L	難病に関する地域の医療体制や患者の支援体制を一層充実させるほか、増え続ける患者への支援に迅速・ 的確に対応していきます。	保健医療部	疾病対策課	在宅難病患者支援事業費	・難病対策地域協議会(10協議会)を開催し、地域における難病の患者への支援体制に関する課題についての情報共有や地域の実情に応じた体制の整備について協議を行った。 ・医療講演会や患者会での保健所職員による講習などを含む集団指導が県13保健所で55回。 ・ホームヘルパーを対象に難病患者や家族支援のための知識や技術を取得するための研修を2回実施。 ・難病診療連携拠点病院による入院調整181件。 ・病気、医療、日常生活に関する専門的な相談支援を33,967件実施。	В	実績が伸びているため。	
198	ヤン 5 支援 築・引	·グケアラー 後体制の構 強化	5-2	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	再掲	74		男女共同参画に関する、個人の抱える様々な悩みや問 題について相談に応じます。	県民生活部	人権·男 女共同参 画課	男女共同参画推進センター運営費(事業・相談)	・電話・面接・インターネット相談を実施した。(相談件数8,061件)	В	予定どおり相談事業を実施したため。	
199	ヤン 5 支援 築・引	・グケアラー 後体制の構 強化	5-2	地域における ヤングケアラー 支援体制の構 築	再掲	75	5	ひきこもり状態にある本人やその家族に対する相談体制等を整備し、ひきこもり状態からの回復に向けて支援するとともに、関係機関・団体とのネットワークの構築及び情報発信を行います。	保健医療部	疾病対策課		・ひきこもりに関する電話や来所等による相談を実施した。(相談件数1,499件)また、相談内容に応じ、医療や福祉、教育、就労等の適切な関係機関と連携して対応した。 ・連絡協議会を1回開催し、関係機関との連携を図った。 ・ホームページ等で情報発信を行った。	В	取組実績が予定通りだっ たため。	